

日本語

目次:

1. 申込み、承諾、条件、買主と売主の定義、EDI と E2Open	2. 注文書の期間	3. 数量、納品、資材リリース
4. 運送条項、請求と価格設定、所有権および危険負担	5. 梱包、マーキング、運送、サステナビリティ、真正商品、カスタム(受託)製造、セキュリティ・バイ・デザイン	6. CTPAT(テロ対策税関・貿易パートナーシップ・プログラム)
7. 検査、不適合品/サービス、監査	8. 支払	9. 変更
10. 保証/契約不適合責任	11. 品質および開発、必要なプログラム	12. 勧誘の禁止
13. マイノリティ/女性経営企業(MWBE)に関する目標(米国のみ)	14. サービス関連資料	15. 救済
16. 法令、規制の遵守ならびに倫理規範	17. 顧客の要件	18. 補償、知的財産権、侵害請求
19. 保険	20. 持続可能性	21. 終了
22. 買主に開示される技術情報	23. 買主財産	24. 売主財産
25. 工具、資本設備	26. 相殺、控除	27. 秘密保持、個人情報の保護、データセキュリティおよび調査、不遵守
28. 公開禁止	29. 両当事者の関係	30. 利益相反
31. 譲渡禁止	32. 売却、買収	33. 紛争の解決、準拠法、仲裁、裁判管轄
34. 言語、分離可能性、権利不放棄	35. 存続	36. 完全合意
37. 副本、電子署名		

本国際購入条件書は、買主の注文書類(注文書、作業命令書、電子送信(「EDI」)注文、またはその他の文書(個別にまたは集会的に、これらを「注文書」という)など)に適用され、<https://www.johnsoncontrols.com/betandc>にて入手可能な以下によって構成され、ここに参照することにより組み込まれる。(1) 国際購入条件書、(2) Johnson Controls の全方針および指針(以下、これらを集会的に「買主の方針」という)、(3) 修正条項、および(4) 下負業者によるサービスが提供される場合は、[下請け契約](#)。上述のすべてが、「本条件」または「本契約」を成すものとする。Johnson Controls は、本条件、または買主の方針を独自の裁量により随時変更する場合がある。このような変更は、更新が<https://www.johnsoncontrols.com>に掲載された時点で発効する。売主は、当サイトを定期的に訪れ、本条件に変更がないかを確認する責任を負う。売主は、本条件に基づく義務を完全に確認、理解、および満たすことを保証する。供給品を買主に提供することにより、売主は、本条件、ならびに将来本条件に加えられる任意の変更に従うこと、本契約の元に供給品を提供する売主の全ての請負業者、下請業者、任意の層のベンダー(個別にまたは集会的に、以下「売主の関連会社」という)が、本条件を順守することを確認する責任を負うことを理解し、それに合意するものとする。売主は、ブラウザの印刷機能を使い、将来の参照に備えるためこれらの文書の最新のコピーを印刷しておく必要がある。

1. 申込み、承諾、条件、買主と売主の定義、EDI および E2Open。

1.1 申込み、承諾、条件、買主と売主の定義。買主による注文書は、供給品、物品、サービス、ハードウェア、ファームウェア、またはソフトウェア、および注文される品目またはサービスを使用するために不可欠または必要な、構成要素または部品など、注文書に列挙される品目(以下、単独または総称して「供給品」という)の購入に関する売主に対する申込みである。買主は、いずれかの時点でも売主が提案する追加のまたは矛盾する条件を却下する。売主による見積書、入札、または提案書への言及は、かかる文書に含まれる任意の条件、または指示を受諾することを意味するものではない。当該注文書は、過去のすべての合意、注文書、見積書、提案、および注文書の対象となる供給品に関するその他のやり取りに優先する。前述に関わらず、当事者が過去に書面による契約を締結しており、かかる合意書が取消、撤回、または期間満了になっていない場合、過去の契約書に含まれる全ての条項は、本条件によって補足されない限り、引き続き有効に存続するものとする。売主は以下を行うことにより、本条件を受け入れ、契約を締結するものとする。(a) 注文書のもと任意の作業を開始することによって、(b) 書面で注文書に合意する、(c) 受領後 48 時間以内に注文書を却下する意向を書面で提供しない、または(d) 当該注文書の主題に関して契約が締結されたと認識されるその他の行為を行う。すべての注文書は、売主が本条件を承諾した場合に限られ、かつ明示的な当該承諾を条件とする。注文書で別途特定される場合を除き、「買主」とは、「ジョンソンコントロール」(Johnson Controls, Inc.)を意味する。買主の関連会社もまた、本契約の下に買主に適用される条件と同じ条件で、独自の勘定分として、売主から供給品を購入する場合がある。「関連会社」とは、当事者が直接的または間接的に管理する、管理される、または当事者の共同統制下にある、あるいはこれらのいずれかの事業体またはビジネスおよび資産の後継者(名前の変更、解散、合併、統合、再編、売却、またはその他の譲渡による後継者を含むが、それらに限定されない)であることを意味する。さらに、Johnson Controls International plc を最終的な親会社とする事業体、および買主または買主の関連会社が所有権を握る任意のジョイントベンチャーを買主の関連会社とする。事業体は、議決権付株式の所有、契約、またはその他の形式で、他の事業体を管理し、またはその経営または方針の方向性に影響を及ぼす権限を保有する場合、他の事業体を統制するものとみなされる。誤解を避けるために、本契約における関連会社の定義には、Johnson Controls International plc は含まれない。「売主」は、直接的または間接的に、関連会社または請負業者を通じて、関連の注文書に特定される供給品を提供する個人または事業体である。売主は、本契約の元に供給品またはサービスを提供する、売主の供給業者および任意の層にある請負業者もすべて、本条件を順守する必要があることを理解、認識、および同意する。買主および売主を本契約ではそれぞれ、「当事者」または総称して「両当事者」という場合がある。過去に成立した一連の契約、または通商手段も、注文書に使用される用語を修正、補足、または説明しないものとする。注文書に関連する全ての契約文書は、1つの契約書として解釈されるが、これらの契約の一つまたは複数に使用される条項に何らかの矛盾が生じた場合、以下の優先順位が適用される:

(a) 両当事者によって締結された書面による修正条項、(b) 本条件、(c) 注文書の文面、(d) 労務に関する契約、(e) 参照することによる盛り込まれる、または組み込まれる補足条件。注文書または本条件書への変更または修正は、書面による修正条項を作成し、変更する注文書の条項を具体的に特定し、買主の権限ある調達担当者の署名がない限り、買主に対する拘束力を生まない。売主が、注文書と、注文書に適用される仕様、設計、またはその他の技術要件との間に、両義性、問題、または矛盾に気づいた場合、売主は直ちにこの問題を買主に報告し、解消できるようにする。買主は、内部使用、再販売、または単独の製品として、あるいは他の物品およびサービスと組み合わせて第三者に販売するために、独自の判断で供給品を購入することができる。

1.2 EDI および E2Open。買主から要求された場合、売主は、買主が本条件に基づき正式に発行した注文書により注文した供給品を買主に販売することに同意する。EDI 注文書に関して、売主は買主の当時の最新の「[国際仕入先業績標準マニュアル](#)」([Global Supplier Performance Standards Manual](#)) および「[購買プログラムとツール](#)」([Procurement Programs and Tools](#)) より入手可能な買主の E2Open プログラムの関連情報を順守することに同意する。

2. **注文書の期間**。買主が解除権を行使する場合を別として、注文書により成立する契約は、注文書が売主に対して発出された日から1年間、または注文書に満了日が記載されている場合は当該満了日まで、両当事者を拘束する。買主の解除権を別として、注文書は、当初期間から1年間経過後に自動的に更新され、その後も同様とする。ただし、売主が、当該期間の終了から180日前までに、注文書を更新しないことを希望する旨の書面による通知を提供した場合は、この限りではない。

3. **数量、納品、資材リリース**。注文書に記載されている「見積り」数量は、注文書の規定期間内に売主から購入する可能性がある供給品の数量を買主が見積もるものである。数量が記載されていない場合、または数量が1と記載されている場合、(a) 売主は資材リリースで買主から指定される数量で、買主が記載する供給品の要求量を供給する義務を負い、(b) 注文書の文面に明示的に記載される場合を除き、買主は供給品を売主からのみ購入する必要はなく、(c) 買主は、物品に関しては供給品を1個または1ユニット以上、かつ買主から売主に送付される資材承認リリース、積荷目録、伝達または類似の通知(以下、「資材リリース」という)で確定注文として確認された数量以下で購入する必要があり、サービスに関しては、買主が署名した作業指示書に明示的に記載される範囲内で購入する必要がある。買主は売主に対し、資材リリース、出荷確認、およびその他の情報の通知を受けるために、電子在庫管理または EDI プログラムに、売主の費用負担で参加するよう求めることができる。買主は、資材リリース時間を用いて、記載された供給品の追加数量を購入することができる。数量は、注文書において最重視される。売主は、注文書および関連する資材リリースの記載に従い、買主が指定する数量を、買主が指定する期日に、100%期限どおりに納品することに同意する。買主は、予定された出荷頻度を変更することができ、または予定された出荷の一時停止を指示することができ、いずれの場合も売主は、供給品の価格を変更することはできない。買主は、早期納品、納品遅延、一部納品または過剰納品を受け入れる義務を負わない。

4. **運送条項、請求と価格設定、所有権および危険負担**。供給品は、注文書に指定される住所または場所(以下、「JCI 所在地」という)に、買主の通常営業時間内に納品される。完全に米国内にのみ輸送される積荷を除き、すべての積荷にはインコタームズ 2020 が適用される。米国内を起点とし、完全に米国内に配送される積荷は、売主の最終製造拠点にて FCA (運送人渡し条件)で、買主の輸送手段で出荷される。供給品の価格には、保管、取扱い、梱包、およびその他のすべての費用および料金、関税および税金が含まれるが、政府が課す付加価値税 (VAT) は含まれず、これらは売主の請求書上で、出荷ごとに分けて示さなければならない。すべての注文書に関し、買主の書面同意なくして発行された購入価格の増加は無効である。売主は、買主が注文書を発行した時に適用される購入価格を尊重しなければならない。本契約に基づく購入価格は、追加関税、割当、関税率割当など、ただしこれらに限定されない貿易制限、障壁、罰則、制裁措置を含むように改定されない。また、貿易協定に基づく関税譲許の撤回を理由として改定されることはない。各供給品の購入価格は、すべてを含んだ価格で、供給品またはその他の対価として売主に支払われる唯一かつ排他的な報酬および対価を表す。ただし、(i) 買主が負担する運賃および保険料、および (ii) 注文書に基づき買主が負担する購入価格に課される税金は除く。買主は、注文書で明示的に承認されていない金額を支払う義務を負わない。買主はいかなる事業活動税、給与税または売主の所得もしくは資産に課税される税金に関しては責任を負わない。売主が合意した仕事を下請けにして、売主が回収できない間接税を発生させた場合、これらの間接税は契約に基づいて追加コストとして買主に転嫁することはできない。買主はいかなる事業活動

税、給与税または売主の所得もしくは資産に課税される税金に関しては責任を負わない。供給品が産業加工とみなされ、売上税が控除される場合、納税者番号、および/またはその他の免税情報は買主から提供される。売主は、供給品が配送のために輸送会社に引き渡された時点で、書面で買主に通知する。売主は、商業送り状、梱包明細書、航空貨物運送状、または船荷証券(該当する場合)、および供給品を買主に引き渡す為に必要なその他の任意の書類を含む、すべての積荷書類を、売主が供給品を輸送会社に引き渡してから2営業日以内もしくは供給品のリリース時に(輸送監視に関する現地法により要求される場合)、買主に提供するものとする。積荷書類、出荷ラベル、船荷証券、航空貨物運送状、請求書、連絡、および注文に関連したその他全ての書類には、注文書の番号、改訂および/またはリリースの番号、買主の部品番号、該当する場合は売主の部品番号、出荷品数、積荷の箱またはコンテナの数、船荷証券番号、およびその他に買主が要求する情報が明記されていなければならない。買主は、注文書のすべての条件及び関連司法管理管轄区の領収書の強制的な内容とフォーマットの規定に合致し、正確な間接税待遇を反映した請求書(以下、「適切な請求書」という)について支払いを行う。売主は、合意された納品日までに納品できるようにするために速達便を利用する必要がある場合、通常の輸送費を超える特別輸送費を全額支払い、買主の顧客によって課された料金や、売主が出荷または納品要件を順守しなかったことにより発生した料金を含め、買主が負担したすべての費用を買主に返金する。所有権は、全額支払の時点、または供給品が JCI の所在地に配達された日のいずれか早い方に、買主に移転する。ただし、供給品を JCI 所在国に輸入する必要がある場合は、輸入前に所有権が移転する。「インコタームズ 2020」DDP の条件は適用されない。本契約に別途規定がない限り、売主は、供給品が JCI の所在地に配達されるまで、供給品の損失または損害に対するすべての危険を負担する。

5. **梱包、マーキング、運送、サステナビリティ、真正商品、カスタム(受託)製造、セキュリティ・バイ・デザイン。**

5.1 **梱包、マーキング、運送**。売主は、以下の全てを行う。(a) 買主、関連する運送業者および仕向国の要件に従い、供給品を適切に梱包、マーキングおよび出荷する。特別な指示がない場合は、供給品が破損することなく確実に納品されるよう適切な方法で行う。(b) 買主の指示に従い積荷の経路設定を行う。(c) 買主の指示に従い各貨物にラベルまたはタグを付ける。(d) 注文書の番号、改訂またはリリースの番号、買主の部品番号、売主の部品番号(該当する場合)、出荷数量、出荷コンテナの数、売主の名称と番号ならびに船荷証券番号を記載した書類を各積荷に同封する。(e) 買主の指示および運送業者の要件に従い、各積荷に関する船荷証券、およびその他の受領書の原本を速やかに送付する。売主は、本供給品、コンテナおよび梱包の取扱い、輸送、処理、利用または処分の際に適切な措置を講じる方 13-21.601.EXT-CORP-US | 国際購入条件書 - Corporate & BT&S - 2025 年 11 月 12 日改訂

法を運送業者、買主およびそれらの従業員に通知するために、必要なすべての特別取扱指示を提供する。買主が梱包資材を返送しなければならない場合、売主は、事前の書面による通知を買主に提供しなければならない。かかる梱包資材の返送は、売主の費用負担で行われる。

5.2 開示義務; 特別な警告または指示。 売主は、以下に定義するサステナビリティ指令 (Sustainability Directives) の要件を満たす形式、または買主から別途要求される形式、もしくは法令で要求される形式により、以下の製品情報を買主に提供するものとする。(i) 各製品に「紛争鉱物または高リスク鉱物 (Conflict or High-Risk Minerals)」が含まれているか否か、ならびに含まれている場合には、それら鉱物の原産国に関する情報。

本契約において「紛争鉱物または高リスク鉱物」とは、コロンバイト・タンタライト (タンタルの原鉱であり、コルタンとも呼ばれる)、カッシテライト (スズの原鉱)、金、ウルフラマイト (タングステンの原鉱)、およびこれらの誘導体をいう。

また、「紛争鉱物または高リスク鉱物」には、随時改正される以下の法令により規制対象とされるその他の鉱物または物質も含まれる。すなわち、2010年ドッド・フランク・ウォール街改革消費者保護法第1502条、1934年証券取引法第13条(p)およびこれらに基づき制定された規則・規制、ならびに欧州連合の紛争鉱物規則をいう。(ii) 各製品に、以下に定義するサステナビリティ指令に基づき、表示義務、開示義務、通知義務、または使用制限の対象となる物質が含まれているか否か。さらに、売主は、製品の成分または一部として含まれる、以下に定義するその他の有害物質または制限物質の存在に関し、以下を含む情報 (すべての製品、容器および包装に表示されるべきすべてのラベルを含み、これには廃棄およびリサイクルに関する指示、安全データシート (SDS)、分析証明書を含むがこれらに限定されない) を買主に提供するものとする。売主は、前記情報を、売主による製品の出荷前に、可能な限り速やかに提供するものとし、いかなる場合でも、買主が (a) 開示義務の有無および内容を判断し、(b) 売主が本契約に定めるサステナビリティ指令または開示義務を満たさない場合に、製品の受領拒否、注文の取消し、または法的救済および衡平法上の救済を含む (ただしこれらに限定されない) その他すべての救済措置を講じるために、合理的な検討期間を確保できる十分な時間をもって当該情報を提供するものとする。売主は、製品に関する不適切または不完全な開示、包装、表示、輸送経路指定または出荷に起因して買主が被ったすべての費用を買主に補償するものとする。

定義

「サステナビリティ指令 (Sustainability Directives)」とは、製品に含まれる化学物質の製造、調達、輸出入、流通、使用および廃棄に関して適用されるすべての法令および規制をいい、これには以下の法令および関連規制 (随時改正されるものを含むが、これらに限定されない) を含む。米国有害物質規制法 (TSCA) 電気電子機器廃棄物および特定有害物質使用制限に関する欧州連合指令 2012/19/EU および 2011/65/EU 紛争鉱物に関するドッド・フランク法化学物質の登録、評価、認可および制限に関する欧州連合規則 1907/2006/EC (REACH) 製品にパーフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) が含まれる場合に適用される、米国連邦法および州法 (カリフォルニア州、コロラド州、メイン州、メリーランド州、ミネソタ州、ニューメキシコ州、バーモント州およびワシントン州を含むがこれらに限定されない) ならびにそれらに基づく開示・通知義務および製造、販売、流通に関する制限。「有害物質または制限物質 (Hazardous or Restricted Materials)」とは、国または地方レベルのいずれかの法令または規制において、「有害物質」「極めて有害な物質」「有害廃棄物」「汚染物質」「毒性物質」「危険物」「有害商品」またはこれらと同様の意味または効果を有する用語として列挙、分類、定義、規制、またはその他の形で指定されている化学物質または物質、もしくは有害、危険または毒性物質として是正措置の対象となる物質をいう。

5.3 **サステナビリティ**。売主はまた、(1) サステナビリティ指令および必要鉱物に関する買主による調査および要請に対し、完全かつ正確に、タイムリーに対応し、(2) 売主のサプライチェーン全体において、供給品の必要鉱物の原産地(供給源におけるリサイクル品または廃棄品の特定、鉱山の場所、精錬業者およびサプライチェーンへの最初の投入箇所を含む)および利用に関する情報を収集する買主の取り組みに対し、買主に全面的に協力する。

5.4 **真正製品**。売主は、買主に販売された供給品には、新しく、真性な材料のみが使用されており、偽造品は使用されていないことを表明および保証する。

「真正」とは、(1) 本物であること、(2) マークによって、または提供される供給品の設計によって主張または暗示される真正な供給元から入手されていること、および (3) 資材のモデル・バージョンに名称および商標を合法的に適用するメーカーの依頼または基準に沿って製造されていることを意味する。

「偽造品」とは、その入手元、材料、製造元、性能、または特徴が虚偽表示されている部品、構成要素、モジュール、またはアセンブリを意味する。この用語が適用されるものとして、(a) 偽造品であることを隠匿するためにマークがつけられているもしくは変更されている部品、またはメーカーの身元が虚偽表示している部品、(b) 欠陥部品、および/または元の製造会社によって廃棄された余剰物資、および (c) 過去に使用された再生部品を「新品」として提供している部品を含むが、それらに限定されない。

「独立販売業者」とは、メーカーの供給品を販売または流通させる許可をメーカーから取得したり、フランチャイズ契約を締結することなく、かかるメーカーの製品を販売、販売仲介、および/または流通させることを意図する、個人、ビジネス、または企業を意味する。独立販売業者はまた、非フランチャイズ型販売業者、メーカー非公認販売店、および/またはブローカーとも呼ばれる。独立販売業者からの部品/構成部品の購入は、買主からの事前の書面による承認を得ることなく許可されない。

買主の書面による事前の承認なしに、新規および真正な部品以外の、材料、部品、または構成要素は使用されない。意図せずに偽造品が不注意に使用される可能性を軽減する為に、売主は、真正な部品/構成要素を、元の設備メーカー(以下、「メーカー」という)またはメーカーの正規代理店チェーンから、必ず直接購入する。売主は、買主の要求により、該当するメーカーへの構成要素の生産履歴を証明する文書を買主に提供しなければならない。独立販売業者から購入された部品/構成要素の使用に関するリクエストには、(i) リクエストを裏付ける強力な証拠、および (ii) 調達される部品/構成要素が真正な部品であることを確認するためにとられた措置を含まなければならない。独立販売業者の利用に関する、売主の要請を買主が承認したとしても、売主が本条件書を順守することへの責任は解除されない。売主は、メーカー公認代理店チェーン以外の供給元から入手された部品/構成要素の使用に関するリクエストと承認を文書化するシステム(方針、手順、またはその他の文書化されたアプローチ)を管理する。売主は、買主の要求により、かかる記録のコピーを提供する。

5.5 **電子部品/機器の要件**。製品原産地証明:本条件書の承諾は、売主による、自身が相手先商標製品の製造会社(以下、「OEM」という)、相手先商標品の部品製造会社(以下、「OCM」という)、または供給品を構成する OEM/OCM のフランチャイズまたは認可代理店のいずれかであることを証明を構成する。売主はさらに、部品の生産履歴を証明する OEM/OCM から取得した文書が正確で、リクエストにより入手可能であることを保証する。売主が OEM/OCM でも、フランチャイズまたは認可代理店でもない場合、売主は本契約に同意することにより、買主に供給される各供給品が、OEM/OCM、または OEM/OCM のフランチャイズまたは認可代理店から調達されたものであることを証明する。

5.6 **プライベートブランド商品**。注文書により、供給品は、買主の顧客に直接発送、または買主の施設または内部品質管理システムを通すことなく、ステージングセンターを介する、プライベートブランド名の完成品(ハードウェアまたはソフトウェア)とすることができる。プライベート

ブランド商品は、他の供給品とは異なる仕様で設計または製造される場合がある。買主が「プライベートブランド商品」をリクエストした場合、買主は、買主のマークを供給品に付けるために必要な資料およびライセンスを売主に提供するものとする。買主の要求により売主は、供給品および供給品付属書に買主の商標および商号（以下、「買主の商標」という）を、買主に追加料金を課すことなくラベル付ける（以下、「商業者商標」という）。本契約に基づく任意の商業者商標に関連して、売主が買主の商標を使用する場合はいつでも、注文書に定められるとおり、売主が商業者商標を行う唯一かつ排他的な期間において、売主が買主の商標を使用できるようにするため、および買主の事前の書面による明示的な承諾により遂行されるその他の目的のために、買主が売主に対し許可した限定的、個人的、非排他的、譲渡不可能、割当不可能なライセンス権またはサブライセンス権に服する（各ケースにおいて、サブライセンス付与権を伴わない）（以下、「限定的商標ライセンス」という）。商業者商標はすべて、買主による事前審査のため、および買主の商標を使用するに先立っての、具体的な書面による許可を得るために提出される。買主の商標が表示される全ての場所には、買主の商標が買主または買主の関連会社の登録商標であることを示した説明文を目に付きやすい場所に表示する。買主の商標の一部として、すべての商標の横に「®」を示すことで、十分な説明文とみなされる。売主は、買主が現在、および将来も引き続き、買主の商標、およびそれに伴うすべてのグッドウィルの唯一かつ排他的な所有者であること、および限定的商標ライセンスや、いかなる商業者商標によっても、買主の商標またはグッドウィルに対するいかなる権利、権限、または所有権も売主に譲渡されないことに同意する。売主が買主の商標を使用することから生じるすべてのグッドウィルは、買主の利益のためにのみ効力をなし、売主は、買主の商標、またはそれに伴うグッドウィルに対するいかなる権利、権限、または所有権に対するいかなる請求権の行使、いかなる場合においても売主は、契約期間中、または本契約の終了または期間満了後も、売主の商標に伴うグッドウィルに害を及ぼす可能性のある、一切の行動を取ってはならない。買主は、正当な理由があるか否かに関わらずいつでも、売主に対する書面の通知により、その時点で製造段階にない、任意の供給品または供給品規格書に対する限定的商標ライセンスを取り消すことができる。このような形でライセンスが無効となった場合、または本契約のいずれかの当事者による重大な違反により契約が終了した場合など、何らかの理由で本契約が終了または満了した場合、当該限定的商標ライセンスは自動的に終了し、売主は買主の商標のすべての使用を直ちに停止しなければならない。

5.7 ハードウェア、ソフトウェア/ファームウェア、保証、サポート、可用性、第三者委託、セキュリティ・バイ・デザイン、脅威と脆弱性に関する通知、および救済措置。

5.7.1 **ハードウェア**。本条件書に使用される「ハードウェア」とは、ハードウェアおよび供給品が機能する為に必要なコンパイル型または埋め込み型のソフトウェアバージョン（このようなソフトウェアは「ファームウェア」と呼ばれる）の両方を含む有形製品である。

5.7.2 **ソフトウェア**。供給品に、売主によって開発、所有、またはライセンス供与されるソフトウェア（以下、「ソフトウェア」という）が含まれる、またはそれを伴う場合、売主は買主に対し、かかるソフトウェアを、買主の顧客（以下、「買主の顧客」という）に販売、再販売、および/またはライセンス供与することを許可する。買主の顧客による当該ソフトウェアの使用は、そのコピーがここに付属文書として添付される、買主の顧客が締結する売主のエンドユーザー契約（「EULA」）（該当する場合）の条件の対象となる。このような EULA が提供されない場合は、買主の標準エンドユーザーライセンス契約の条件が適用される。

5.7.3 **ソフトウェアの保証**。売主は、買主および買主の顧客に対し、ソフトウェアで構成される供給品は、仕様、ならびに売主によって提供されるソフトウェア機能に関するその他の文書の説明に準拠する性能が、供給品がインストールされてから 60 ヶ月間継続することを保証する（各「ソフトウェア保証」および「ソフトウェア保証期間」）。EULA および本条件書との間に矛盾が見られる場合、本条件書が優先される。ソフトウェアに欠陥があるか、ソフトウェア保証期間中にソフトウェア保証契約に不適合となる場合、売主は速やかに買主の選択に従いソフトウェアの修理または交換を行う。売主がソフトウェアを速やかに修理または交換しない場合、またはそうすることが不可能な場合は、買主または買主の顧客は、ライセンス料およびソフトウェアにて支払われたその他の料金の全額の返金を受けることができる。

5.7.4 **ソフトウェアサポートサービス**。供給品の一部として売主がソフトウェアを提供する場合、ソフトウェア保証期間中および保証期間終了後も、売主は、買主および買主の顧客に対し、当該ソフトウェアに対する以下のサポートサービスを提供するものとする。当該サポートサービスは、書面による別段の合意がない限り、無償で提供されるものとする。売主は以下に同意する。(a) 欠陥修理、プログラムの修正、修復プログラムを含むが、それらに限定されない、ソフトウェアがソフトウェア仕様に準じて機能しない場合の修正、およびソフトウェアが適切かつソフトウェア仕様に準じて作動する為に必要なサービスおよび修理を提供すること、(b) 月曜日から金曜日米国東部時間 8:00 AM ~9:00 PM にて電話でのサポートを提供すること、(c) テクニカルサポート掲示板およびその他のユーザーサポート情報およびフォーラムへのオンラインアクセスを提供すること、(d) 時間および曜日に関わらず、Priority One Issues（以下の定義を参照）に対し、買主によるサービスリクエストから 30 分以内に対応し、2 時間以内にかかる問題の修復措置を開始すること。「Priority One Issues」は、ソフトウェアの重大な不具合、またはユーザーの運営に極めて重要な問題に関わる。売主は、その他の全てのサポートを必要とする問題に対し、サービスリクエストを受理してから 4 時間以内に対応を開始するものとする。売主が上述の応答時間内に対応できない場合、売主は、(i) 呼び出し対応時間は 30 分を超えるごとに、(ii) 修復開始が 1 時間遅延するごとに、\$250.00 のクレジットをユーザーに発行する。(e) 売主が通常顧客に追加料金を課すことなく提供する全ての更新、修理、バグ修正、およびリリースを提供する。または適切な場合は、顧客との相互合意を条件に売主に対して支払うサポート料金と引き換えに提供する。

5.7.5 **可用性**。売主がソフトウェアおよび/またはソフトウェアサービスを、インターネットまたはその他の広域ネットワークの接続性(以下、「ホスト型ソフトウェア (Hosted Software)」という)を利用して提供する場合、以下が適用される。売主は、以下に記される例外の結果利用できない場合を除いて、暦月で測定した 99.5% の期間中、ホスト型ソフトウェアを利用可能とする(以下、「使用可能率」という)。「利用可能」とは、インターネットを通じて、買主または買主の顧客(以下、「ユーザー」という)によるホスト型ソフトウェアのアクセスおよび使用が可能であり、ソフトウェア仕様に実質的に従って操作ができることを意味する。ホスト型ソフトウェアが 99.5% の期間利用できない場合で、少なくとも 98% の期間中利用可能であった場合、ユーザーは不具合の生じた月に支払うホスト型ソフトウェアの月々の使用料に対し 15%のクレジットを受け取ることができる。ホスト型ソフトウェアが少なくとも 98% の期間使用できない場合、ユーザーは、不具合の生じた月に支払うホスト型ソフトウェアの月々の使用料に対し 30% のクレジットを受け取ることができる。ホスト型ソフトウェアが 70% の期間利用できない場合、ユーザーは不具合の生じた月に支払うホスト型ソフトウェアの月々の使用量に対し 100% のクレジットを受け取ることができる。使用可能率を算出する目的で、以下をサービスレベル要件の「例外」とし、ユーザーが実際にアクセスできなかったとしても、以下に起因する場合は、ホスト型ソフトウェアは利用不可能とはみなされない。(i)ユーザーの行動または不作為、(ii)ユーザーのインターネットの接続性、(iii) 売主の合理的な支配の及ばないインターネットトラフィックの問題、(iv) 該当する場合は、ユーザーがハードウェアおよび/またはソフトウェアの最低要件を満たさなかった場合、(v)ユーザーのハードウェア、ソフトウェア、またはその他の装置、(vi)ユーザーがホスト型ソフトウェアにアクセスするために使用する任意のハードウェア、ソフトウェア、サービス、またはその他の装置、(vii)売主が少なくとも 7 日前の書面による通知を提供して定期的に行われるメンテナンス。

5.7.6 **オープンソースソフトウェア**。注文書に明示的に規定される場合を除き、いかなるオープンソース ソフトウェア(以下、「OSS」という)も、売主によって直接組み込まれることも、それ自身に OSS が組み込まれている、または本供給品の使用もしくは任意の操作をするために必要な第三者のソフトウェアを組み込むことで間接的にも、組み込まれることはない。本供給品に OSS が含まれる場合、またはそれを使用する場合、売主は、本供給品に組み込まれる、または任意の操作に必要とされる OSS に関連したすべてのライセンスの条件(以下、「OSS ライセンス」という)を遵守しており、かつ引き続き完全に遵守するものとする。売主は、いかなる OSS ライセンスによっても、買主または買主の顧客は、現在または将来において、任意の供給品を配布する際に、売主によって当該供給品に盛り込まれる、またはそれに付随する場合を除き、第三者にソースコードまたはオブジェクトコードの提供、任意のライセンス契約、著作権の通知、またはその他の帰属情報を含めることを義務付けられないことを表明および保証する。いかなる OSS ライセンスも、現在または将来において、買主に対して (a) ソースコード形式で組み込まれた、配布された、またはこのような OSS と一緒に販売されるその他の全てのソフトウェアを配布または開示すること、または(b) このような OSS および/または当該 OSS に組み込み込まれ、一緒に配布され、OSS およびその他の知的財産と一緒に販売されるその他のソフトウェアを、ロイヤルティ料無料でライセンス権の付与、販売することを義務付けないものとする。本条件書に使用される、「オープンソース ソフトウェア」という用語は、任意のソフトウェア、プログラム、モジュール、コード、ライブラリ、データベース、ドライバーまたは同様のコンポーネント(またはその一部)を意味し、それを使用するには、配布、送信、ライセンス供与、または以下のライセンスに基づき利用可能になるソフトウェアを含むが、それらに限定されない、ユーザーによる契約義務を伴うものを意味する。GNU 一般公衆ライセンス、GNU ライブラリまたはそれより「劣等」の公衆ライセンス、バークレイ・ソフトウェア・デザイン (BSD) ライセンス、MIT ライセンス、アパッチソフトウェアライセンスまたはそれと実質的に類似したライセンス、あるいはオープンソースイニシアチブ、フリーソフトウェア財団、または同様の団体によって承認された任意のライセンス。

5.7.7 **ソフトウェアに関する請求**。売主の補償義務に加え、OSS を含むが、それに限定されないソフトウェアに関する請求に関して、売主は買主に対し、このような請求に対処するために必要な全ての支援を提供するものとする。このような支援として、買主(または買主が指名した者)に対し、かかるソフトウェアのソースコード、および/またはこのような請求を評価し、修正するために必要な関連情報へのアクセスを迅速に提供することが含まれる。

5.7.8 **エスクロー**。買主が、ファームウェア、ソフトウェアのコード、および/またはスペアパーツの製造、およびかかる供給品のサポートに必要なあらゆる措置に関連する情報を含むが、それらに限定されない、供給品の製造に必要な情報をエスクローに預けることを要求した場合、売主は前述される情報を、両当事者が互いに合意できる条件で、エスクローに預けることに同意する。

5.7.9 **セキュリティ・バイ・デザイン**。売主は、全てのソフトウェアおよびファームウェアに、重大な脆弱性がないことを保証するために、業界基準に沿った、商業取引上の合理的なプログラムを表明および保証する(プロプライエタリ・ソフトウェアのコードか、OSS などの第三者のソフトウェアコードかにかかわらず)。かかるプログラムは、本供給品に使用または組み込まれる場合、または本供給品のインストール、メンテナンス、設定、またはサポートに使用されるソフトウェアを含む、すべてのソフトウェアおよびファームウェアに対して確立および管理される。セキュリティプロトコルには、脅威をモデル化し、以下を通じたセキュリティおよび設計上の欠陥、欠点、および不具合を検出するために設計された検査体制が含まれる。(a) 静的コード分析、(b) 侵入テスト(倫理的ハッキング)、(c) OSS スキャン、および (d) 業界基準「セキュリティ・バイ・デザイン」の原則を確実に順守するために必要なその他のテストおよび検証(以下、総称して「セキュリティ・バイ・デザインプログラム」という)。売主はさらに、買主によって合理的に要求されるこれらの要件を、売主が順守することを証明する文書を買主に提供することも含め、買主によって確立された、すべての同様のセキュリティ・バイ・デザインプログラムを合理的に支援し、それに参加することを表明および保証する。売主は、買主によって既存または将来的な脅威、脆弱性、または設計上の欠陥に対処するために合理的に要求された場合、売主のセキュリティ・バイ・デザインプログラムの改善を実行する。

5.7.10 **脅威と脆弱性に関する通知および救済措置。** 商業用途における供給品のライフサイクル期間中(すなわち、供給品の正式なライフサイクルの終了まで)、売主は以下を行うことにより、全てのソフトウェアおよびファームウェアの重大な脅威および脆弱性のモニタリングおよび対処を行う。(a) 必要なパッチまたは更新を行う、(b) 当該脅威および脆弱性に関して、公的に開示される前に、買主に迅速に通知する(ただし、このような通知をすることが不可能または実行不可能な場合は、その限りではない)、および (c) 緩和されていない重大な脅威および脆弱性に対処するために、修正、回避策、および/または補完的セキュリティコントロールおよび文書を確立(「補完統制」)すると同時に、売主はパッチまたは更新のリリースに向けて取り組み、合理的に実現可能な限りできるだけ速やかに、買主に当該補完統制に関して通知を行う。

5.7.11 **義務的フローダウン。** 売主は、本条件書に基づき履行するすべての層の下請業者、再委託業者、およびサプライヤーに、本条件書第5条の要件をフローダウンするものとする。

5.8 **救済措置。** 売主は第5条の規定を完全かつ適時に遵守できない場合、買主が得ることができるすべてのその他の救済措置の補充として、買主に以下の救済措置を提供しなければならない。:(a) 買主は自らの単独かつ絶対的な裁量権により、売主の費用負担および危険負担で、当該供給品の受入れの取消、または拒否、廃棄、返却もしくは抑留することができ(以下、「拒否製品」という)、そして(b) 買主は、買主は、i) すべての注文書、ii) 落札決定書、iii) その他の契約、iv) 買主が売主からあらゆる本供給品を購入するために負うその他の義務、もしくは v) (i)、(ii)、(iii)および(iv)の組み合わせの全部または一部を取り消すことができる(以下、「取消製品」という)。さらに、買主は、(c) 拒否製品、取消製品またはそれらの組み合わせに関して、代替品を調達する権利を有し、売主は、当該代替品の費用の差額およびすべての関連費用(速達便および品質評価に要する費用、ならびに売主が契約の履行を怠ったことにより買主の事業に与えた悪影響に起因した費用を含む)を負担する。

6. テロ対策税関・貿易パートナーシップ(CTPAT)プログラム

(a) テロ対策税関・貿易パートナーシップ(Customs Trade Partnership Against Terrorism、以下「CTPAT」)とは、米国税関・国境警備局(U.S. Customs and Border Protection)が運営するプログラムであり、米国外から米国に向けて出荷される貨物(買主向けの出荷、買主の下位サプライヤーへの直送、または買主の顧客向け直送を含む)に、テロ関連物資(武器、爆発物、生物・核・化学剤等)が混入することを防止するため、米国政府と企業が協力する枠組みをいう。売主は、買主が指定するCTPAT外国サプライヤー向けセキュリティ自己評価質問票を完了し、またはCTPATに関連する情報提供要請に対応するとともに、当該情報を常に最新の状態に維持するものとする。

CTPAT参加企業である買主は、CTPATへの参加および適用されるCTPAT最低セキュリティ基準の遵守を前提として、サプライチェーン上の取引関係を構築している。なお、売主がCTPAT認証を取得している場合、またはCBPが認定するその他のサプライチェーン・セキュリティプログラムの認証を取得している場合には、売主はCTPATのステータス確認インターフェース(Status Verification Interface)を通じて、または有効な認証を証明できる書類を提出することにより、買主が当該認証状況を確認できるようにするものとする。

(b) 売主は、本購入注文に基づくすべての出荷物について、有害または危険な物質、薬物、密輸品、武器(大量破壊兵器を含む)、または権限のない人員が輸送手段やコンテナに持ち込まれることを防止するため、物理的完全性およびセキュリティを確保することに同意する。売主のセキュリティ対策には、以下を含むが、これらに限定されない。製造、梱包および出荷エリアの物理的セキュリティ確保、これらのエリアへの無許可者の立入り制限、売主または製造業者の所在国の法令で許される最大限の範囲における人員スクリーニング、すべての出荷物の安全性および完全性を保護するための手続の策定、実施および維持。

(c) 売主は、本契約または個別注文に基づく出荷について、買主が別途承認した場合を除き、CTPAT認証および検証済みの輸送業者を使用しなければならないことを確認する。また、米国外の輸送業者を使用する場合には、当該輸送業者が出荷国政府が主催する貿易セキュリティプログラムに参加していることを条件とする。

(d) 売主は、自社のサプライチェーン・セキュリティ手続を見直していることを確認し、本契約および各注文を受諾することにより、当該セキュリティ手続およびその運用が、以下のウェブサイトに記載されたCTPAT最低セキュリティ基準に適合していることを証明するものとする。<https://www.cbp.gov/border-security/ports-entry/cargo-security/ctpat-customs-trade-partnership-against-terrorism/apply/security-criteria>

(e) 買主は、事前に書面で通知することにより、売主およびその下請業者の関連帳簿および記録を監査し、また、売主およびその下請業者の施設について合理的な範囲で立入検査を行うことができ、本条の要件への遵守状況を確認することができるものとする。

(f) 売主が本条の規定を遵守しなかったことに起因する納入遅延は、売主の義務を免除するものではなく、また、不可抗力(Force Majeure)または正当な遅延理由として扱われることはない。

通関・関連事項。 注文書に起因して生じるクレジットまたは利益(貿易クレジット、輸出クレジット、関税、税金または手数料の還付を含む)がこれらに限定されない)は、すべて買主に帰属するものとする。売主は、買主(または買主の顧客)がこれらの利益またはクレジットを受けるために必要な、すべての情報および証明書(USMCAまたはその他の自由貿易協定に基づく原産地証明書を含む)を提供するものとする。売主は、通関または米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に関連する義務、原産地表示またはラベリング要件、およびローカルコンテンツ原産地要件をすべて履行することに同意する。製品の輸出に必要な輸出許可または認可は、注文書に別段の定めがない限り、売主の責任とする。注文書において買主が当該許可

たは認可を取得する旨が定められている場合には、売主は、買主が当該許可または認可を取得するために必要な情報を提供するものとする。売主は、輸入国において買主に代わって輸入を行ってはならない。売主は、注文書を履行するために使用する材料または部品のうち、製品の納入国以外の国で購入したものがある場合には、速やかに書面で買主に通知するものとする。売主は、原産国を証明するため、または適用される原産地規則を遵守するために必要なすべての書類および情報を提供するものとする。また、売主は、原産国に輸入された材料または部品および製品の購入価格に含まれる関税について、速やかに買主に通知するものとする。製品が、製品の納入国とは異なる国で製造された場合、売主は当該製品に「Made in [原産国]」と表示するものとする。売主は、製品が納入される国における輸入の可否および輸入の効果**を判断するために必要な書類を、買主および関係政府機関に提供するものとする。売主は、製品の輸出入に関して買主に提供するすべての情報が真実かつ正確であること、ならびに注文書に基づくすべての販売が、米国のアンチダンピング法または相殺関税法、もしくは製品が輸出される可能性のあるいかなる国または管轄における同様の法令に基づいても、公正価値 (fair value) 未満で行われないことを表明し、保証する。さらに、売主は、本契約に基づくすべての販売が、米国の法令または製品が輸出される可能性のあるいかなる国または管轄の同様の法令に基づくアンチダンピング関税または相殺関税の賦課を招くことのない状況で行われることを表明し、保証する。万一、相殺関税またはアンチダンピング関税が課された場合には、法令で許容される範囲において、売主は当該関税を買主に補償（返還）するものとする。当該関税を売主から容易に回収できない場合、買主は、書面による通知をもって本契約を解除し、併せて買主が利用可能なその他すべての法的救済を追求することができる。アンチダンピング法および相殺関税法に関して、売主は、本契約の対象となる製品について、当該製品に適用されるアンチダンピング関税または相殺関税命令の公示日前に販売され、かつ最終的なアンチダンピング／相殺関税決定の公示日前に輸出された製品については、アンチダンピング関税または相殺関税が適用されないことの保証を買主に付与する。ただし、本契約が、当該アンチダンピングまたは相殺関税調査の開始前に締結されていることを条件とし、米国連邦規則集 19 C.F.R. § 351.402(f)(1)(ii) (2024年) に従うものとする。

7. 検査、不適合品/サービス、監査。 買主は、納品する前にいつでも供給品を検査およびテストすることができ、また売主の施設に入って、施設、供給品、材料及び注文書に関係するいかなる買主の財産を検査することができる。それがいつ発生したかにかかわらず、買主が供給品の検査を実施した場合でも、仕掛品または完成品を受け入れたことにはならない。買主による供給品の承認、検査または未検査は売主が負担するいかなる責任または保証を減免するものではない。注文書のいかなる内容も売主のテスト、検査、品質保証の義務を免除しない。不適合供給品が買主に輸送され、買主がその供給品の受け入れを拒否した場合、買主が別途売主に通知しない限り、注文書における供給品の数量は相応に減少する。売主は、買主から新たな資材リリースを受け取っていない場合、減少した数量の供給品の代替を発送してはならない。買主が利用可能な他の救済に加えて、以下を求め得る：(i) 売主は自らのリスクと費用負担

で、支払通知上の全額価格プラス運賃を負担した上で不適合供給品の返品を受け入れ、そして、買主が必要と判断した場合、売主は不適合供給品の代替品を納品しなければならない。(ii) 買主は、供給品が工場から出荷される前の任意の時点で、注文要件を満たさない供給品を是正することができ、および／または (iii) 売主は、不適合供給品の承認拒否または是正によって発生した買主のすべての合理的な支出を賠償しなければならない。売主は不適合供給品を受領後、商業上の合理的な期間内に、是正措置を記録し、同様または類似の原因による不適合供給品を防止するために必要な措置を講じる。不適合供給品に対する支払いは当該供給品に対する承認を構成するものではなく、買主がいかなる法律救済または衡平法の救済を主張する権利を制限または損害するものでもなく、同時に、潜在的な不適合に対する売主の責任を減免するものでもない。売主への合理的な通知により、買主またはその直接もしくは間接的な顧客は、供給品の品質、コストまたは納品確認のために、売主の製造施設で定期監査を実施することができる。売主は、自らの下請業者との契約条件として、本条に定めるすべての権利を買主およびその顧客に供与することを確実にする。

8. 支払。 異なる支払条件が注文書または適用される修正条項に記載される、または法律で求められる場合を除き、適切な請求書の支払いは、請求書の発行日から 120 日後に処理し、次の支払予定時に行われる。支払処理日は、毎月 2 回、5 日と 22 日あたりに行われる。工具及び／又は資本設備に関連する請求書は注文書の規定に従い、承認された場合に限り発行しなければならない。買主は、注文書に基づき提供された供給品に先取特権、抵当権または請求が設定されていないことの裏付けを、買主が要請する様式および内容で受領するまで、支払いを保留することができる。支払いは、注文書に明示的に記載される通貨で実施される。当該通貨の記載がない場合、支払は米ドルで実施される。

9. **変更。** 買主は、供給品の図面、仕様、サンプルもしくは説明書の変更を指示する権利、または売主にそれらの変更を実施させる権利を保有する。買主は、注文書の対象となる作業(検査、試験または品質管理などの事項に関する作業を含む)の範囲を別途変更する権利も留保する。買主は、自身または第三者からの原材料の供給を指示することもできる。売主は、要請された当該変更を速やかに実施する。売主が、当該変更の結果、履行のための価格または時期について合理的な変更を要請する場合、変更通知を受領後 10 日以内に書面で買主に要請を通知しなければならない。買主は、履行のための仕様、価格または時期の変更に関して、売主に追加書類を要請することができる。売主は、買主の書面による指示または承認がある場合を除き、供給品の設計、仕様、製造、加工、梱包、マーキング、出荷の場所、価格または納品日もしくは納品場所を変更してはならない。

10. **保証/契約不適合責任。** 売主は、買主、買主の承継人、譲受人および顧客に対して、買主に納品されるすべての供給品が以下のとおりであることを明示的に保証する。(a) 買主に、または買主から提供される仕様、規格、図面、サンプル、説明書および改訂書に適合すること、(b) 供給品または供給品を組み込むその他の製品が販売される国で適用されるすべての法律、命令、規則および規格に適合すること、(c) 販売に適し、しかもその設計(売主が設計する範囲に限る)、材料および仕上がりにおいて不適合がないこと、(d) いかなる第三者の特許、著作権、商標、商号、トレード・ドレス、営業秘密又はその他の専有又は知的財産権を侵害、違反又は濫用していないこと、及び(e) 売主は、買主が説明した用途に基づき選定、設計(売主が設計する範囲に限る)、製造及び組立てを行い、買主が意図する目的に十分適合すること。保証/契約不適合責任期間は以下のうち、いずれか最も長い期間である: 買主による供給品の受入日から 3 年間、適用法で定める保証/契約不適合責任期間、または製品に設置され、もしくは製品の一部となる供給品に関して、買主もしくは買主の顧客からエンドユーザーに提供される保証/契約不適合責任期間。すべてのサービスに関して、売主はさらに、自らの作業が職業専門的なやり方で、適切な資格を持ち、訓練を受けた担当者が、買主と合意したすべての基準および仕様ならびにその他の業界規格に沿って実施されることを保証する。売主は、供給品の含有物、構成物、設計もしくは不適合が人体もしくは財産に有害である、または有害となる可能性があることに気づいた場合、ただちに買主に書面で通知しなければならない。買主による設計、図面、資材、工程または仕様の承認は、売主の上記の責任を免除するものではない。補償または保証/契約不適合責任に関する支払いは、関連する司法管区が適用する付加価値税/物品サービス税の法律に基づいて請求する。

10.1 **疫病的な不具合。** 「不良ハードウェア製品 (Defective Hardware Product)」とは、第10条に定める保証にいかなる点においても適合しない製品をいう。「疫病的な不具合 (Epidemic Failure)」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

(i) 1年間に買主へ納入された売主製品の2%を超える割合が不良ハードウェア製品であることが判明した場合(買主の品質指標/システムにより測定されるものとする)

(ii) いずれかの製品が強制または任意のリコールの対象となった場合

(iii) 売主のソフトウェアについて、レベル1サポートへの総コール数の1%を超える割合が、専らまたは主として売主ソフトウェアの不具合に起因する場合(疑義を避けるため、問い合わせのみのコールや「使用方法」に関するコールは、買主の品質指標/システムに基づく測定に含まれない)

疫病的な不具合が発生したか否かの判断のみに限り、保証期間の満了がなければ不良ハードウェア製品に該当していたであろう製品は、不良ハードウェア製品とみなされる。疫病的な不具合が生じた場合、売主は、その保証義務およびその他の義務に加えて、当該疫病的な不具合の結果として買主に発生したすべての損失、責任、損害および費用について責任を負うものとする。例示として(ただしこれらに限定されない)、次の費用が含まれる。(a) 疫病的な不具合の原因を除去するために必要な解決策、回避策、復旧計画またはエンジニアリング変更に関する費用(b) フィールド在庫リコール、改修(レトロフィット)および製品リコールに要する費用。

これらの費用には、撤去費用、返送費用、運賃、人件費、ならびに売主が実施したか否かを問わない再作業費用が含まれる。さらに、買主から要請があった場合、売主は自己の費用負担により、買主が指定する拠点(買主の顧客拠点を含む場合がある)において、製品の現地交換または「ホットスワップ」を実施するために必要かつ十分な数量の製品を提供し、これを支援するものとする。また、売主は、商業的に合理的な努力をもって、疫病的な不具合の根本原因の特定、有効な回避策の策定および恒久的解決策の計画を行うものとする。これらの努力には、売主の製造工程に起因する欠陥について、適用可能な場合には、エンジニアリング変更指示(ECO)手続の使用が含まれなければならない。売主は、提案される回避策およびその他の解決策について事前に買主と協議し、買主の書面による承認なしにこれらを実施してはならない。買主は、自己の裁量により、次のいずれか、または両方を行うことができる。当時買主が保有するすべての製品ユニットを全額返金(送料および保険料を含む)の条件で返却すること。売主に対する責任を負うことなく、通知をもって本契約を即時解除すること。

本第10.1条に基づく救済は、第10条に基づき利用可能な救済に追加されるものであり、保証期間が満了した後であっても適用されるものとする。

11. **品質および開発、必要なプログラム。** 売主は、買主が設定または指定した品質管理基準と検査システムならびに関連する規格とシステム(ISO 国際標準規格 9001 シリーズを含むが、これらに限定されない)を遵守しなければならない。売主は、買主が指定した買主のサプライヤー品質・開発プログラムにも参加する。適用される現地国修正条項に別途明記される場合を除き、売主は、買主からの随時の要請に従い、買主が提供する以下のプログラムおよび基準に参加し、これらを遵守する。(a) [サプライヤー標準マニュアル](#)、(b) サプライヤー実績評価。上記のプログラムまたは基準のいずれかの部分が本条件書に明示された条項と抵触がある場合、本条件書に準じる。

12. **勧誘の禁止。** 法律で禁止されている場合を除き、売主は、買主の役員の明確な書面による承諾がない限り、本条件書の有効期間内及びその後の一(1)年以内に買主の従業員を採用したり、勧誘したりしてはならない。売主が本規定に違反した場合、買主は、差止命令またはその他の方法で、このような違反行為の継続を制限または阻止することができる。さらに、各違反(個別の違反、またはそれが反復される場合は、各違反を一回の事象とみなして)に対し、売主は、買主の請求権を損なうことなく、違約金としてではなく、生じ得る損害額の事前見積りとして、当該従業員の前年の報酬額と同額を買主の要求により支払うものとし、これは買主が被ったこれを上回る損害について、買主が請求、法的訴訟を提起する権利を損なうものではない。本条項は、買主のビジネスを保護するために適切かつ必要であり、本条件書の成立に不可欠であることを、両当事者間は理解し同意する。
13. **契約における非差別。** 売主は、JCIが物品およびサービスを購入する下請業者およびサプライヤーの多様性がJCIにとって重要であり、また、JCIおよび売主が購買契約における非差別原則を尊重していることを認識する。売主は、本契約に関連して付与する可能性のある下請契約または発注について、下請業者またはサプライヤーの所有、管理または支配を行う個人の保護される属性に基づくことなく、当該下請業者および/またはサプライヤーに参加の機会を提供することに同意する。これには、少数派所有企業(Minority-owned Business Enterprises: MBE)および女性所有企業(Women-owned Business Enterprises: WBE)が含まれる。本条の目的において、これらの用語は、米国中小企業庁(United States Small Business Administration)により定義される意味を有するものとする。
14. **サービス関連資料。** 買主の要請により、売主は、買主の販売および支援活動をサポートするために、製品パンフレット、サービス関連資料およびその他の資料を無償で提供する。
15. **救済。** 本条件書または注文書において買主に留保される権利および救済は、その他すべての法律上の救済と併用することができる。売主は、売主の違反もしくは不適合供給品から生じた、買主またはその顧客が以下に起因して直接または間接的に負担するコスト、支出および損失を含むが、これらに限定されない付随的または結果的な損害を補償する。(a) 不適合供給品の検査、分類、修理または交換によるもの、(b) 製造または供給の中断によるもの、(c) リコール・キャンペーンまたはその他の是正サービスに関する活動によるもの、または(d) 不適合供給品から生じた身体傷害(死亡を含む)または物的損害によるもの。結果的損害には、買主が負担した合理的な専門家委託費用が含まれる。買主から要請された場合、売主は、不適合供給品に関する保証チャージバックの管理または処理に関して別途契約を締結し、買主の指示に従い、供給品に関する保証の引き下げまたは関連のプログラムに参加し、これに従う。注文書に基づき供給品を製造および納品する売主の義務を強制するために買主が提起する訴訟では、買主がコモンロー上で十分な救済を有しないこと、したがって、注文書に基づく売主の義務の特定履行を求める権利があることに両当事者は合意する。
16. **法令、規制の遵守ならびに倫理規範。** 売主および売主から供給される供給品は、(a) 供給品の製造、ラベル付け、輸送、輸入、輸出、ライセンス許諾、認可または認証、および(b) 環境問題、危険物、雇用、賃金、勤務時間および勤務条件、下請業者の選定、差別、職務上の衛生または安全ならびに自動車の安全に関連するすべての適用法、規則、規制、命令、協定、条約および基準を含む、契約が適用される管轄区域のすべての法令、規制および法律に従う。売主は、本条件書に基づく義務の遂行に関連して必要なすべての適用される許認可およびライセンスを取得する。注文書は、これらの法律で義務付けられるすべての条項を参照することにより組み込む。供給品または製造工程で売主によって使用される全ての資材は、禁止物質、毒物、および危険物質、ならびに環境、電力および電磁気への配慮に対して、製造国、販売国、または納品国の政府が適用している制約、および安全制約を満たすものとする。使用制限物質リストは、www.johnsoncontrols.com/restrictedsubstances を参照してください。本契約に規定された売主の他の義務に加えて、売主は、売主が適用法律(本条件書に明確に記載されている法律かどうかにかかわらず)を遵守していないために買主及びその顧客が被ったいかなる損失、損害、費用について買主及びその顧客を補償し、損害を与えないことに同意する。

16.1 **倫理規範。** 買主は倫理方針(買主のウェブサイト参照:<https://www.johnsoncontrols.com/ethics>)を制定し、売主と売主の関連会社、各社の従業員および請負業者は、本方針または独自に確立したそれと同等の倫理方針を順守することを希望する。売主は、そのサプライチェーンセキュリティ手順に対して審査を実施したことを認め、かつ売主が業務を展開する国/地域では、売主は、(a) 奴隷と人身売買を禁止する法律を遵守し、(b) 最低労働年齢未満の人を雇用しないことを保証する。売主は、売主およびその従業員、並びに売主の関連会社の従業員が、これらの方針に関する懸念がある場合は、買主の機密インターネット報告サービス www.JohnsonControlsIntegrityHelpline.com (当サイトには、米国国外のフリーダイヤルの完全なリストも記載されている) またはフリーダイヤルの買主の機密Integrity Helpline (1-800-250-7830)を通じて報告する義務があることを理解する。

16.2 **米国連邦政府契約要件。** 本条件書に基づいて購入された供給品が米国政府による主要下請契約または上位下請契約に基づいて業務を行う際に使用されることを、買主が売主に通知する場合、売主は連邦調達規則(FAR) 48 CFR Part 52 の以下の条項に従う。(i) 下請け契約が5000000ドルを超え、且つ履行期間が120日を超えた場合、第52.203-13条、「請負業者のビジネス倫理と行為

規範」(Contractor Code of Business Ethics and Conduct) (2010 年 4 月)、(ii) 下請契約が復興法 (the Recovery Act) に基づいて資金提供されている場合、2009 年米国復興・再投資法に基づく内部告発者保護 (Whistleblower Protections Under the American Recovery and Reinvestment Act of 2009) (2010 年 6 月) に適合しなければならない、(iii) 第 52.219-8 条、中小企業の活用 (2013 年 1 月) (下請契約がさらなる下請機会を提供する場合)。下請け契約 (中小企業への下請け契約を除く) の金額が 550000 ドル (公共施設を建設する下請け契約の金額が 1000000 ドル) を超える場合、下請け業者は下請け機会を提供する下位層の下請け契約に第 52.219-8 条を含まなければならない、(iv) 第 52.222-35 条、特別障害退役軍人、ベトナム戦争時の退役軍人及びその他の条件に合致する退役軍人に対する機会均等 (2010 年 9 月)、(v) 第 52.222-36 条、障害のある労働者に対する積極的差別是正措置 (2010 年 10 月)、(vi) 第 52.222-40 条、国家労働関係法に基づく従業員の権利通知 (2010 年 12 月) (E.O.13496) (FAR 条項第 (f) 段がフローダウンを要求した場合)、(vii) 第 52.222-50 条、人身売買対策 (2009 年 2 月)、(viii) 第 52.247-64 条、米国旗を掲げる民間所有の商船の優先 (2006 年 2 月) (FAR 条項第 52.247-64 の第 (d) 段がフローダウンを要求した場合)、(ix) 第 52.23.99 条、連邦政府の請負業者に対する十分に有効な新型コロナウイルス安全プロトコルの確保 (2021 年 10 月) (逸脱) (FAR 条項 第 52.23.99 条 (d) 項の規定に基づいてフローダウンの必要がある場合)、および (x) 米国連邦規制 48 CFR § 252.204-7012、対象国防情報の保護およびサイバーインシデント報告 (2019 年 12 月)、対象国防情報 (「CDI」) が www.archives.gov/cui/registry/category-list.html の Controlled Unclassified Information (「CUI」) 登録に記載されている非機密制御技術情報またはその他の情報であり、本契約の履行を支援するために米国防総省 (DoD) またはその代表によって売主に提供される場合、または本契約の履行を支援するために売主またはその代表によって収集、開発、受信、伝送、使用または保管される場合。引用されている FAR 条項で使用されている「契約」は本契約を指し、「契約担当者は米国政府の契約担当者を指し、「請負業者」と「発注者」は売主を指し、「主契約」は買主と連邦政府の間の主契約を指し、「下請け契約」は売主が本契約に基づいて締結した任意の契約または下位層の下請け契約を指す。売主はまた、FAR 52.204-10 の下請け報告書の説明に基づく要求及び製品原産国の要求を買主が遵守するために要求する情報を提供することに同意し、これには以下を含むがこれに限定されない: 「米国復興と再投資法」(公法 111-5、Sec.1605、123 Stat.115、303 (2009 年 2 月 17 日)) (「ARRA」)、「バイ・アメリカン法」(41 USC 10 a-10 d)、48 CFR 25.400 で決定された貿易協定、および 49 USC 5323 及 49 CFR Part 661 の「バイ・アメリカン」要求。

16.3 国防授權法案(NDAA)への準拠(米連邦政府補助金または契約が関与する場合に適用)。本条件書に基づいて供給品を提供し、契約を履行することによって、サプライヤーは当該供給品が以下の通りであることを表明し、保証する。(1)当該供給品の使用国と輸出国において当該供給品を規制するために適用される法律を遵守すること。かかる法律には次のものを含むが、これに限らない: (i) 2018年8月13日発効の2019年度米国ジョン・S・マケイン国防権限法(NDAA)、具体的には、NDAAの第889条。NDAAのコピーは [House Bill 5515](#) より入手可能、および(2) NDAAに準拠したチップセットを使用すること。SoC(システム・オン・チップ)、または取引規制されている中国企業製のソフトウェア処理能力のあるその他のコンポーネントは使用しないこと。

16.4 医療機器(体温測定リーダーを含む)。 供給品の輸入、および対象となる管轄地における再販売、または使用に、医療機器としての当局の承認が必要である場合、買主の要求に応じて、売主はこのような承認を獲得できるよう買主と誠実に協力する。対象となる管轄地において、当該承認の取得に関する両当事者の相対的な責任に対し、両当事者は誠意を持って協議して確定する。売主はまた、適切な医療機器の規制に準拠するために、買主に合理的に要求された場合は、供給品に関する文書(および将来の更新)とラベリングを提供するものとする。

17. 顧客の要件。 売主は、買主の書面による要求に基づいて、買主とその取引先との間の供給品に関する契約に規定された適用条項を遵守することに同意する。買主は、顧客から提供された注文に関する情報を売主に提出することをその裁量で決定することができる。売主は、顧客の注文書に関する当該情報が注文書に基づく売主の義務にどのような影響を及ぼすかを確認する責任を負い、売主の管理の及ぶ範囲内で、開示された顧客の当該条件すべてに対応する。売主と買主の間の条項が抵触する場合、買主は売主に書面による通知を提供することにより、本条の規定を優先させる選択をすることができる。

18. 補償、知的財産権、侵害請求。

18.1 補償。 法律が認める最大限の範囲において、売主は、本契約から生じる、またはそれに関連して生じるすべての損害、損失、請求、責任、および費用(合理的な弁護士費用および専門家への委託費用、和解および判決を含む)から、買主、買主の顧客(直接および間接的顧客の両方)、および当該供給品のユーザー、およびその他すべての代理人、承継人、および譲受人(以下、総称して「買主補償対象者」という)を擁護、補償し、かつ免責する。もし売主が買主または買主の顧客の敷地内で作業を行う場合、または買主もしくは買主の顧客の財産を使用する場合、買主または買主の顧客の敷地内で使用するかどうかにかかわらず、以下が適用される。(a) 売主は、その場所で要求されたサービスを提供することが安全か否かを判断するために場所を検査し、安全ではないとみなす状況があれば速やかに買主に通知し、(b) 売主の従業員、請負業者及び代理人は、当該敷地に適用されるすべての規則を遵守し、買主の判断で買主の敷地から立ち退きを命じられる場合があり、(c) 売主の従業員、請負業者及び代理人は当該敷地内でアルコールまたは未承認、違法もしくは規制薬物・物質を所持、使用、販売、譲渡せず、またその影響下で敷地に入ってはならない。及び(d) 敷地内での売主の作業または買主もしくは買主の顧客の財産の売主による利用に起因または関連して、買主、買主補償対象者、その他の個人もしくは企業の財産の損害または身体傷害について責任、請求、要求または費用(合理的な弁護士費用その他の専門家への委託費用、和解および判決の費用を含む)が生じた場合、売主は法が認める最大限の範囲において、これらに関して、買主補償対象者を補償し、免責する。ただし、買主単独の重大な不注意による場合は、この限りではない。あらゆる補償または保証/契約不適合責任に関する支払いは、関連する管轄において適用される付加価値税/物品サービス税の法律に基づいて請求される。

18.2 知的財産権、補償。 売主は次のことに同意する：(a) 買主、買主の後継者及びその顧客を、売主が調達又は提供した供給品（その製造、購入、使用及び／又は販売を含むがこれらに限定されない）に関連して生じる、直接的または共同的または誘引的な知的財産権侵害行為（いかなる特許、商標、著作権、著作者人格権、意匠権又は営業秘密の不正使用若しくは誤用を含む）にかかる請求及びこれにより発生した損害又は費用（弁護士費用及びその他の専門的サービス費用、和解費用及び判決費用を含む）（売主が供給品の一部のみを提供した場合のこのような請求も含む）について、防御し、免責し、かつ補償する。また売主は、かかる侵害が買主の仕様に準拠したこと起因するという買主への請求を一切放棄する。ただし、かかる侵害が、実際に買主が作成した設計に具現化されており、かつ売主に書面で提供されていた場合はこの限りでない。(b) 免責又は同様の請求を含み、売主又は買主に対して主張された知的財産権（特許、商標、著作権、著作者人格権、意匠権又は営業秘密の不正使用若しくは誤用を含む）の侵害についての第三者請求に関して、買主に対する一切の請求権を放棄する。(c) 買主、その下請け業者、およびその直接または間接のいずれかの顧客は、売主へのロイヤリティまたはその他の補償の支払いなしに、注文書に基づいて納品された供給品を修理、再工事または再作成する、または修理、再工事または再作成させる、世界的な取り消し不可能な権利をもつ。(d) 買主の書面による明確な同意を得ず、売主は自分の目的のために買主の設計、図面または仕様に基づいて製造した部品を使用するはならず、またはその部品を第三者に販売してはならない。(e) 売主、売主に雇用されている者または売主の指示の下で働いている者が注文書を履行する過程で考案または初めて実践したすべての発明、発見または改良（特許を取得できるかどうかにかかわらず）を買主に譲渡する。(f) 買主が承諾できる方法で適時に買主にこのような発明、発見または改良を開示し、買主が所有権を取得し、世界的に特許出願を申請できるように、従業員に必要な書類に署名させる。かつ、(g) 注文書が著作権が発生しうる成果物の作成のために発行された場合、かかる成果物は「職務著作」である。職務著作の基準に達していない成果物については、買主に成果物を納入する際に、すべての成果物の著作権における権利、所有権及び利益及び成果物の著作者人格権（いかなるソースコードを含む）を同時に譲渡しなければならない。買主が書面で署名して明確な同意を示さない限り、注文書に基づいて提供されたすべての供給品またはその他の成果物（コンピュータプログラム、技術仕様説明、文書資料およびマニュアルを含むが、これらに限定されない）はすべて売主のオリジナルであり、第三者の知的財産権（著作権、特許、営業秘密または商標権を含む）は含まれない。買主が書面で署名して明確な同意を示さない限り、注文書に基づいて納品されたすべての供給品またはその他の成果物、およびすべての関連する知的財産権は買主が単独で所有している。買主が売主/請負業者から購入した、買主または買主の顧客製品または施設のエネルギー効率を直接または間接的に増加させる可能性のある製品またはサービスについて、買主は、エネルギー効率の向上に関する全ての知的財産権および関連利益（ホワイトタグクレジット、グリーンタグクレジット、連邦税収優遇、州または市政税収優遇、広告権を含むがこれらに限定されない）を保持する。売主はその下請け業者及び従業員と締結した契約条項がすべて本条項の規定と一致することを確実にする。追加費用なしに、売主は、供給品の合理的に意図される使用またはアプリケーションに必要なとされるまたは付随する、売主が保有する知的財産を使用することを買主に許諾する。

18.3 侵害請求。 権利侵害または不正流用行為に関連する請求または申立が発生した場合、第 18.1 条と第 18.2 条に基づいて補償を行うことに加えて、売主は請求または申立の通知を受領してから暦日四十五(45)日以内に売主の費用負担で次のことを措置を取る：(i) 影響を受けた供給品を引き続き使用するための永久的な権利またはライセンスを獲得する、(ii) 影響を受けた供給品に対して、権利を侵害しないように変更するとともに、変更後の供給品が少なくともオリジナル供給品と同じ機能を持ち、使用またはメンテナンスコストが増加しないことを保証する。(iii) 供給品を非侵害供給品に置き換える（ただし、交換する供給品が少なくとも元の供給品と同じ機能を持ち、使用またはメンテナンスコストが増加しないことを保証する。また、売主が商業的に合理的な努力をした後、(i)、(ii) または (iii) 項の救済を完了できない場合、(iv) 七(7)年間の定額償却法に基づいて供給品購入価格の未償却部分を被補償者に返金する。

19. 保険。 注文書に基づくすべての作業には、以下の要件が適用される。あらゆる層のすべての請負業者および下請業者（以下、「請負業者」という）の順守も義務付けられる。売主またはその任意の請負業者は、本条件書に含まれるすべての保険要件、および保険証書（PDF でも可）およびその他の必要文書が揃うまで、いかなる作業も開始してはならない。本条件書により義務付けられるすべての保険は、注文書に基づく売主の義務がすべて満たされるまで（その延長期間も含めて）維持されるものとする。買主が保険を承認または承諾した場合であっても、本条件書に基づく売主または本請負業者の責任が免除または軽減されることはなく、保険を維持しなかった場合は、本条件書の重大な違反となる。

19.1 標準条件評価。 本契約で義務付けられている保険を提供するすべての保険会社は、財政の安定性に関して一定の最低基準を満たしていなければならない。これらの要件は、A.M. Best社のBest社主要格付けガイド-対物および傷害保険（Best's Key Rating Guide - Property- Casualty）が発行している最新版の格付けと適合している。保険証書には、各保険会社の格付けが明記されていなければならない。すべての保険証書は、最新の Best 社の格付け（A.M. Best and Company 発行の「Best's Key Rating Guide」の最新版を参照）が、「A- VII」以上、または他の格付け会社による同等の格付けを得ている保険会社によって発行されるものである。

19.2 解約。 売主は、保険料未払いの場合を除き、保険を解約する際は、例外なしに、少なくとも 30 日前までに書面による通知を提供しなければならない。注文書によって義務付けられる保険証書、およびすべての保険証券に記載される、かかる通知の裏づけをもって、適合性の証明とすることができる。保険料未払いによる解約の場合、売主は取消の 10 日前に書面の通知を提供する。

19.3 代位求償権の放棄。 売主/請負業者は求償権を放棄し、保険会社（その代理人と従業員を含む）に対して、規定されたすべての保険契約において享受されている代位請求権を放棄させる。売主/請負業者は、本契約の履行による人身傷害、財産損害又はその他の保険請求に対する損失又は請求について、買主と買主の関連会社及びその取締役、役員及び従業員を免責する。

19.4 被保険者の追加。注文書のもとに履行される作業に対して、合理的な要求に従って、買主及びその他の団体は「企業包括賠償責任保険」(CGL)と「自動車賠償責任保険証券」の中の「付加被保険者」指定されるものとする。

19.5 一次保険。付加被保険者に与えられる保険は、第一次保険であり、買主および/または本所有者が別の保険に加入した場合、当該保険は売主またはその請負業者が付保するその他すべての保険に対して超過するものであり、売主または本請負業者の保険と分担しないことが、売主および本請負業者、買主および本所有者により、かつこれらの者の間で明示的に合意され、了解されるものとする。

19.6 補償限度額。以下の最低補償範囲と限度額要求を満たす必要がある。現地法または規則によって、保険の補償範囲および/または限度額が指定されている場合、最低限度額が以下の要件を下回らないことを条件に、現地の要件が適用される。以下に記す保険の購入および維持は、本契約に基づく売主またはその請負業者が負う可能性のあるいかなる責任にも制限または影響を与えてはならない。最低補償範囲および限度額が定められているすべての保険証券は、オカーレンス方式の保険証券で発行されなければならない(専門職業賠償責任保険は例外で、遡及日が本契約の日付以前となっている限り、クレームズ・メイド方式の保険証券でも許容可能である)。限度額はすべて、米ドル建てで表記されるものとする。

保険タイプ	最低限度額
企業包括賠償責任保険(「CGL」)*。施設、作業、人身傷害、物品または完成作業から生じる身体傷害および物的損害、および補償条項に定める補償に関する規定を対象とした契約責任に関する保険。	一般賠償責任、製造物賠償責任、完成作業責任、身体傷害及び広告侵害に関する責任として、1 事故あたりの限度額及び保険期間中の総填補限度額を 5,000,000 米ドルとする。
自動車賠償責任保険(以下、「自動車保険」という)。履行される作業に関連して利用されたすべての自動車を対象とする。	物的損害および身体傷害に関する責任として、一事故当たりの填補限度額を 2,000,000 米ドルとする。
労働者災害補償保険	法定限度額
雇用主責任保険	事故 1 件あたり、従業員 1 人あたり、および各疾患に対する責任として、填補限度額を 1,000,000 米ドルとする。
職業責任保険/専門職賠償責任(該当する場合)	請求につき 1,000,000 米ドル
サイバー保険(売主の供給品またはサービスが、買主または買主の顧客のデータまたはネットワークにアクセスする場合に必要となる)	年間合計 2,000,000 米ドル
包括的身元保証(犯罪保険)	必要に応じて
支払い保証および/または支払ボンド(賃金下請代金支払保証)	必要に応じて

*CGL の限度額は、一般賠償責任保険および包括賠償責任保険または超過額賠償責任保険の限度額により満たすことができる。

20. 持続可能性。買主と売主は、環境および社会的成果における優れた業績の達成に励む取り組みを支援することは非常に価値がある ことを認識する。本契約は双方が業務を展開し、互恵的な経済利益を求めめるために与えた規範を定めるものであるが、双方は、持続可能な事業原則に関する認識、信念および実践が各自の行動様式に貫かれることに合意する。双方が考慮する要素を以下に挙げる。(1) グローバル・レポート・イニシアティブ (GRI - <https://www.globalreporting.org/>) のサポート、GRI の報告書ガイドラインに沿ったサステナビリティ報告書の作成を含む、(2) サプライヤーの多様性の促進、(3) エネルギー効率の改善、温室効果ガス排出の抑制、資材のリサイクル、有毒物質の利用の減少または段階的廃止、廃棄物の最大限の削減、供給品のライフサイクル評価、および「サプライチェーンのグリーン化」の推進を含む環境への影響を減らすための自発的な取り組み、(4) 安全かつ健康的な職場とコミュニティづくりの推進、従業員の雇用および昇進における差別の禁止、競争力のある報酬と福祉手当の支払い、そして双方が事業を展開する地域における企業市民としての責任の負担、及び(5) 買主の要請に従ってカーボン・ディスクロージャー・プロジェクトに参加する(<https://www.cdproject.net>)。 www.johnsoncontrols.com サイトを通じて買主の既存の持続可能性報告書を確認できる。

21. 終了。買主のその他の権利に加え、買主は、理由を問わずいつでも、売主に書面による通知を行うことにより、注文書の全部または一部を直ちに終了することができる。売主は終了通知を受け取った後、買主から別途指示がある場合を除き、売主は以下を行う。(1) 注文書に基づくすべての作業を直ちに中止する。(2) 完成済みの供給品、仕掛品、ならびに買主から注文を受けた数量に従い売主が合理的に製造または取得し、売主が自身もしくは他者のための物品製造に利用することができない部品および資材の所有権を買主に移転し、これらを買主に引き渡す。(3) 終了により直接生じた実費に関する下請業者からの請求の確認および決済を行い、下請業者が占有する資材を確実に回収する。(4) 買主が権利を有する財産のうち売主が占有する財産について、買主から処分の指示を受けるまでは、これを保全するために合理的に必要な措置を講じる。(5) 買主の合理的な要請に応じて、供給品の製造を別のサプライヤーに移転するために、買主に協力する。注文を終了する場合、買主は売主に対して以下の支払義務を負う:(a) 買主の注文数量のうち、買主の注文要求に一致する完成済みの供給品の注文価格、(b) 売主が上記(2)条に基づき買主に移転する仕掛品、部品及び資材に関して売主が合理的に要する実費、(c) 終了に直接起因する範囲において、売主の下請業者に対する義務に関する請求を解決するために売主が合理的に要する実費、及び、(d) 上記(4)項に基づく

売主の義務を履行するために売主が合理的に要する実費。いかなる状況においても買主は、直接的にも、売主の下請業者 による請求に対しても、売主に対し間接的又は結果的損害賠償または費用を支払う義務を負わない。間接的費用には、予想利益損失、未償却間接費、賠償金利息、製品開発・設計コスト、工具、施設、設備の再編成費用、賃貸料支出、未償却資本または減価償却コスト、材料送り状の承認数量を超えた完成品、仕掛品または原材料などの関連費用または注文終了後の一般的な管理負担金など関連する費用が含まれます。本条に基づく終了時の買主の義務は、終了がなかった場合に買主が売主に対して負う義務を上回らない。売主は、注文終了日から 1 ヶ月以内(または買主の顧客に要求される場合はさらに短い期間内)に、終了賠償請求を買主に提出するが、それは本条で明示的に認められる、売主に対する買主の義務項目のみを含む。買主は、売主の終了賠償請求の要求金額を検証するため、支払前または支払後に売主の記録を監査することができる。買主は、売主の過失または違約行為を理由に注文の全部またはその一部を終了する場合、本条に基づく売主に対する支払義務を一切負わない。

21.1 支払不能。 買主は、以下のいずれかの事由または同等の事由が生じた場合、売主に対して一切責任を負うことなく、直ちに注文を終了することができ、売主は買主に対し、以下のいずれかの事由に関連して買主に生じたすべての費用(弁護士およびその他の専門家の費用を含むが、これらに限定されない)を払い戻す。(a) 売主が支払不能となった場合、(b) 売主が破産申立を申請した場合、(c) 売主に対して破産申立が申請された場合、(d) 売主のために管財人または被信託人が任命された場合、(e) 売主が注文書に基づく義務を果たすために、買主から融資(金銭的融資であるか否かにかかわらず)またはその他の方面の便宜を図る必要がある場合、あるいは(f) 売主が債権者の利益のために譲渡を行った場合。

21.2 契約違反または不履行による終了。 売主が以下のいずれかに該当する場合、買主は、売主に対して一切責任を負うことなく、注文の全部または一部を終了することができる。(a) 注文書のいずれかの条件を不履行、違反、または違反する恐れがある場合、(b) 供給品の納品もしくは注文書に関連するサービスの履行しない、または履行しない恐れがある場合、(c) 進捗を怠り、または合理的な品質要件を達成しないために供給品の適時かつ適切な完成または納品が危ぶまれる場合に、当該不履行または違反を指摘した書面による通知を買主から受領してから 10 日以内(状況に応じて商業的に合理的な場合は、さらに短い期間以内)に、当該不履行または違反を是正しない場合、あるいは(d) 買主向けの供給品の製造に用いられる資産の相当部分の売却、または売主の支配権の変更に至る合併、株式その他の持分の売却もしくは交換を含む取引を締結したか、または締結を申し入れた場合。売主は、上記(d)項に規定された状況に至る可能性がある交渉を開始した場合、開始から 10 日以内に買主に通知する。ただしその場合、売主の要請に応じて、買主は、当該取引に関連して買主に開示される情報に関して適切な秘密保持契約を締結する。

21.3 不可抗力。 法律で許可される範囲で、いずれかの当事者が義務の履行に遅延が生じる、または履行しなかった場合であっても、それが当該当事者の合理的な管理の及ばない事由または出来事によるもので、当該当事者の責任または過失がない場合は、その範囲に限り免責される。例えば、天災、政府機関が課す規制、禁止、優先事項もしくは配分(貿易制限につながるものを除く)、禁輸措置、火災、爆発、自然災害、暴動、騒乱、戦争、妨害工作、電源不足、または裁判所の判決または命令などが挙げられる(以下、「不可抗力事象」という)。市況あるいは売主の行動に伴う材料の費用または利用可能性の変更は、不可抗力事象とはみなされない。不可抗力事象が生じた場合、売主は、できるだけ早急に(ただし、1 営業日を越えることなく)、書面による遅延に関する説明通知を買主に対し提供し、予想される遅延期間、および遅延がいつ解消されるかを確認しなければならない。売主の履行遅延または不履行の期間中、買主は自らの選択で、以下のいずれかを行うことができる。(a) 売主に対して一切責任を負うことなく、他の入手先から供給品を購入し、当該数量分を売主への注文予定分から減らす。(b) 注文書に基づく作業のために製造または入手されたすべての完成品、仕掛品ならびに部品および資材を、買主の費用負担で買主に引き渡すよう売主に要求する。あるいは、(c) 売主に対し、買主が要請する数量および時期で、注文書に定める価格により、他の入手先から供給品の提供をさせる。さらに売主は、労働争議が予想される期間中または売主の雇用契約の満了から生じる期間中、少なくとも 30 日間、買主に確実に供給品を供給するために必要なすべての措置を売主の費用負担で講じる。この項では、「貿易制限」とは、貿易協定に基づく関税譲許の撤回に関連する追加または新規の関税、関税割当、関税率割当、または費用を言う。疑義を避けるために、以下はすべて不可抗力事象とはみなされない。(a) いずれかの当事者が財務的に困難であり、利益を得ることができない、または財務的損失を回避することができない、(b) 一般的な材料が供給不足、割増、労働力、エネルギー不足など、価格や市場相場に変化が生じている、または(c) いずれかの当事者の財務上で本契約上の義務を履行することができないなど。

22. 買主に開示される技術情報。 売主は、買主が別途署名した書面秘密保持契約書及び/またはライセンス契約書、あるいは注文成立前または成立時に買主に開示された売主のすべての有効な特許に含まれる内容を除いて、買主に開示した、または開示する可能性のある技術情報に関して、買主、買主の顧客、またはそれらのサプライヤーに対し請求権を行使しないことに同意する。

23. 買主財産。 買主が売主に注文書を履行するために直接もしくは間接的に提供した、または買主が売主に費用を弁済することに合意しているすべての工具(すべての関連する附属物、付加物および附帯物も合わせ、備品、計器、治具、模型、鋳物、金型および鋳型を含む)、梱包材およびすべての文書、規格または仕様書、営業秘密、専有情報およびその他の資材および品目(以下、総称して「買主財産」という)は、作成または取得と同時に買主の財産(所有権の移転を含む)となり、支払いに関係なく買主の財産となる。買主財産は、売主が委託に基づき任意の受託者として、第三者に買主財産の占有権を移転する範囲内において、売主または第三者が保持する。売主は、買主財産に対する危険負担および損害を負担する。売主は使用に先立ちすべての買主財産の検査、試験および承認を行う全責任を負い、かつ売主は、買主財産から発生する人身傷害または物的損害の全リスクを負担する。買主財産は、適用されるすべての仕様に適合する供給品を製造できる良好なワーク状態で、売主の費用負担で売主により収容、維持、修理、交換され、注文書の履行以外のいかなる目的にも売主により使用されることはなく、買主の財産とみなされ、売主によってはっきりと目立つように買主財産としてマークを付けられ、売主の財産または第三者の財産と混同されないようにし、買主の承認を得ることなく売主の施設から移動されない。売主は買主財産に、その再調達価額で火災および追加補償の全損害賠償保険を付保する。買主財産のいかなる代替物も買主財産と見なす。売主は、買主の書面による明示的な同意なしに、買主の財産をいかなる第三者に渡したり処分したりしてはならない。買主は、買主財産および買主財産に関する売主の記録を検査するために、売主の施設に立ち入る権利を有する。供給品の製造にあたり、買主の独自の判断により、買主財産を使用できる売主の限定的な使用権が与えられる場合を除いて、買主(または買主の関連会社)のみが、買主財産の権利、権原または権益を有する。買主およびその関連会社は、何らの支払いも行わずに、いつでも買主財産を即座に占有する権利を有する。売主は、買主が買主財産の占有を決定する場合、買主に協力することに同意する。売主に書面通知を行うことにより、即時発効で、それ以上の通知または法的措置を行うことなく、買主は、売主の施設への立ち入り、およびすべての買主財産を占有する権利を有する。売主は、追加の通知または手続きを求める権利を明示的に放棄し、買主またはその被任命者に買主財産に即時アクセスさせることに同意する。売主は、買主財産に買主の権利を反映させるために合理的に必要であると買主が判断する、買主財産に関する資産報告書を売主に代わって作成し、記録するための、限定的な取消不能の委任状を(代理権とともに)買主に付与する。買主の要請に応じて、買主財産は以下のいずれかにより、ただちに買主に発送されるか、または売主から買主に引き渡される。(i) 買主が選定した運送業者の要件に従い、適切に梱包されマークを貼付して、売主の工場における輸送設備運送人渡し FCA(積込み)条件で配送される。または、(ii) 買主が指定する場所に配送される(その場合、買主は売主に合理的な配送費を支払う)。売主は、法律で認められる範囲において、先取特権または売主が買主財産に対して別途有する可能性のあるその他の権利(請負業者および建築業者の先取特権を含むが、これらに限定されない)を放棄する。

- 24. 売主財産。** 売主は自らの費用負担で、該当するすべての仕様に適合する供給品を製造できる良好なワーク状態を提供および維持管理し、必要に応じて、供給品の製造に必要な、買主財産以外のすべての機械類、設備、工具、治具、金型、計器、備品、鋳型、模型およびその他の品目（以下、「売主財産」という）を交換する。売主は売主財産に、その再調達価額で火災および追加補償の全損害賠償保険を付保する。売主が売主財産を使用して、アフターマーケット顧客を含む他の顧客のために供給品に類似した物品またはサービスを製造する場合、当該物品またはサービスには、買主のロゴ、商標、商用名または部品番号のいずれも組み込まない。売主は、当該物品またはサービスが買主の購入したものに相当することを、マーケティング活動の際に開示または示唆しない。売主は、注文書に基づく供給品の製造専用で使用される売主財産について、当該品目の費用として正味帳簿価額から買主が既に売主に支払い済みの金額を差し引いた額を買主が売主に支払い次第、買主に対して、当該財産の占有および所有権を得る取消不能の選択肢を付与する。この選択肢は、売主財産を売主の標準在庫である物品の製造に使用する場合、または売主が同様の物品を他者に大量販売する場合には適用されない。
- 25. 工具、資本設備。** 本条は、工具および/または資本設備の注文にのみ適用される。買主は、履行された作業を検査するため、かつ注文書に対して売主から提出された変更を検証するため、支払前および支払後に売主の施設に立ち入る権利を有する。注文書に記載された価格は、確認された売主の実際の費用を上回る場合は調整され、その超過金額が買主に返金される。売主はさらに、料金の最終支払を受領後 2年間、費用に関するすべての記録を保持することに同意する。すべての工具および設備は、買主の仕様（または、買主の指示がある場合は、買主の顧客の仕様）に従い製造される。当該仕様書に例外が生じる場合、注文書または買主が別途署名した文書により、書面に明記しなければならない。注文書に「工具」または「資本設備」用と明示的に記載される範囲において、運賃の条件は原産地運送人渡し FCA(積込み)条件で、運賃到着地払いとし、売主は運賃を前納または追加してはならない。
- 26. 相殺、控除。** 法律に規定される相殺または控除の権利に加え、売主に支払われる総額は、売主およびその関連会社が、買主およびその関連会社に対して負う債務を差し引いた額とみなされる。買主は、売主に対して支払義務を負う支払金およびその他の負債の全部または一部から、売主またはその関連会社から買主またはその関連会社に対して支払われる金額を相殺または控除する権利を有する。買主は売主に対し、買主が実施した相殺または控除を記載した明細書を提供する。
- 27. 秘密保持、個人情報の保護、データセキュリティおよび調査、不遵守。**
- 27.1 秘密保持。** 売主は、本契約を履行する過程で買主の機密情報（以下に定義される）を知ることがあり、本契約の期間中、および当該契約の終了または満了後も、このような買主の機密情報を機密に管理することに同意する。「買主の機密情報」には、書面か口頭に関わらず、研究、開発、製品、製造方法、企業秘密、経営計画、顧客、ベンダー、財務、個人情報（以下に定義されるとおり）、成果物、および現在または予期される、売主に直接もしくは間接的に開示される買主のビジネスまたは業務に関連した、買主の専有情報と考えられる他の資料または情報を含む、いかなる形態の全ての情報を含むが、それらに限定されない。さらに、買主の機密情報には、供給品を買主に提供する過程で、売主に開示された第三者の専有情報または機密情報という意味合いもある。このような情報が「機密情報」とマークされている、または特定されているか否かに関わらず、売主はこのような買主の機密情報をすべて、厳格に秘密に管理しなければならない。さらに、売主は、このような買主の機密情報を、本契約に基づく売主の義務を満たす以外のいかなる目的でも、開示したり、他者への開示を許可したり、使用しないことに同意する。いかなる場合においても、売主は、独自の同類の性質の情報を保護するために使用する配慮および方法を下回る手法を取ることはないものとし、どのような事態においても、買主の機密情報が不正使用されることを防止するための合理的な配慮を下回る扱いをしない。注文書が満了または終了後に、買主の要請に応じて、売主は、買主の機密情報を含む、またはこれに関連するすべての文書およびその他の媒体（形式を問わず、そのすべての写しを含む）を速やかに買主に引き渡す。本条に基づく売主の義務は、本条の対象とする機密情報の開示日から 5 年間継続する。ただし、買主が書面によりこれより長い期間を指定する場合、または両当事者によって別の守秘義務契約が締結される場合は、この限りではない。本契約にそれと矛盾する規定があったとしても、注文書の以前から存在する両当事者間の守秘義務契約は、本契約で明示的に修正されないかぎり、引き続き有効となる。本契約に定められる制限および義務は、以下の情報には適用されない。(a) 買主が開示した時点で既に公知であった情報、(b) 買主による開示後に、売主の責によらずに公知となった情報、または(c) 売主が文書により、かかる買主の機密情報が、(1)買主が開示する前に適切に所有されていた、または(2)買主の機密情報を利用もしくは参照することなく、売主によって独自に開発されたことを証明できる情報。

27.2 個人情報の保護。本契約の履行により、売主および売主の関連会社は識別された、または識別可能な個人に関する情報(以下、「個人情報」という)を入手した場合、このような個人情報は、買主の機密情報とみなされる。売主は本契約の履行によって得られた個人情報に対していかなる権利、所有権または利益も享受しない。売主は、個人情報へのアクセス権が与えられている売主の関連会社に対し、以下を遂行し、確実にそれを行うものとする。(a) 本第 27 条の要件に準じて、また本契約に基づく売主の義務を遂行する目的でのみ、個人情報を収集、アクセス、管理、使用、処理、および転送する、(b) 個人情報に関する買主の指示、および適用されるすべてのプライバシー法、規制、および国際協定または条約(集合的に、「法的義務」という)に従い、買主に契約違反をもたらす、またはそのような可能性をはらむ、全ての行動を慎む。

27.3 買主はデータ管理者とする。買主は、<https://www.johnsoncontrols.com/privacy> より入手可能な買主の「プライバシー通知」に準じて、買主と売主との取引関係に関連した、売主およびその従業員の個人情報(名前、Eメールアドレス、電話番号など)を収集、処理、および転送する。売主は、買主のプライバシー通知に同意し、適用法の下、同意が必要とされる場合に限り、売主はこのような個人情報の収集、処理、および転送に同意するものとする。適用法の下、買主による、かかる情報の収集、処理、および転送に売主の従業員からの同意が必要な場合、売主はかかる同意があることを保証および表明する。

27.4 売主はデータ処理者とする。買主のデータ処理者として、売主は **JCI 国際個人情報処理条項**([こちら](#)でダウンロード可能)に従うものとする。さらに、当事者間の関係に適用される場合、売主は「カリフォルニア州消費者プライバシー法」(the California Consumer Privacy Act)の下、買主のサービスプロバイダとして履行すべき義務を理解することを証明すると共に、個人情報を販売せず、本契約に規定された買主への作業説明書に基づくサービスと成果物の提供以外の目的で個人情報を保持、開示または使用しない(定義は「カリフォルニア州消費者プライバシー法」を参照)。また売主と買主との間のこのような直接的な業務関係以外に個人情報を保持または使用しない。買主の要求により、売主は、買主によって提供された、または買主に代わって売主によって収集された個人情報を、その記録から削除する。

27.5 データセキュリティ。売主は、個人情報または買主の機密情報(以下、「機密データ」という)の不正または未許可処理を防ぐために、適切なあらゆる法的措置、組織対策、および技術的手段を取るものとする。売主は、妥当な運営基準およびセキュリティ手順を維持し、[こちら](#)よりダウンロードが可能な**データアクセス契約**と実質的に同じ形式で、組織単位の適切な物理的および技術的セキュリティ措置を使用することによって、機密データを保護するための最善の努力をする。本契約期間中の任意の時点で買主に要求された場合、売主は、売主が機密データにアクセスするために使用するネットワーク、アプリケーション、システム、またはデバイスに関する、書面による情報セキュリティ調査アンケートを速やかに、かつ正確に完了する。売主は、機密データを保護するために実施される、売主の情報処理に関連した任意の評価期間中、買主からの合理的な要求により、関係者、情報、文書、およびアプリケーションソフトウェアへの妥当なアクセスを買主に提供することも含め、追加の支援を提供し、協力するものとする。売主が、任意の人物または事業体からセキュリティ侵害、または機密データへの不正アクセスを受けたこと(以下、「情報セキュリティ違反」という)が明らかになった場合、またはそのような事象が生じたと信じられる理由がある場合、売主は適時的に、ただし 48 時間以内に、買主に報告する。このような事象が発覚した場合、売主は次を行う。(a) 調査を展開し、救済措置をとり、情報セキュリティ違反行為の影響を軽減し、および(b) 将来そのような情報セキュリティ侵害が生じないという、買主が合理的に納得できる保証を買主に提供する。買主が、セキュリティ侵害が発生後、通知(買主が発行したものか、売主が発行したものかにかかわらず)またはその他の修正措置(通知、信用モニタリングサービス、およびサイバー保険など)を講じることが正当であると判断した場合、売主は、買主の要求により、売主の負担で、前述の修正措置を取るものとする。情報セキュリティ違反が発生後、買主は、機密データのアクセスに使用された売主のシステム、または買主の内部システムの接続に使用された売主のシステムに対する、侵入テストを行う権利を維持するものとする。売主との連携により提供される妥当な通知をもって、買主(または、売主の競合会社ではない、買主の独立第三者査定者)は、機密データのアクセスに使用された、売主のシステムの侵入テスト、またはその他のセキュリティ評価を行うことができる。買主は、侵入テストに関連して開示された情報を、売主の機密データとして取り扱う。

27.6 調査、不遵守。個人情報に関して、情報保護監督当局または同様の規制機関による調査が行われた場合、売主は、かかる調査に対応するために必要な場合は、売主の施設にアクセスすることも含め、買主に妥当な援助およびサポートを提供する。売主が本契約書第 27 条に規定された義務を履行できない場合、売主は買主に直ちに報告するものとし、買主は以下の 1 つ、または複数を行うものとする。(i) 個人情報の売主への転送を一時停止する、(ii) 売主に個人情報処理を停止するよう要求する、(iii) 個人情報の返還または廃棄を求める、または (iv) 本契約を直ちに終了する。理由の如何を問わず本契約の終了をもって、売主は個人情報の返還、廃棄、またはその他の適切な措置に関する指示を仰ぐために、買主に速やかに連絡する。

28. 公開禁止。事前に買主の役員の書面による承諾(買主の独自の裁量で行われるものとする)がない限り、売主はいかなる方式で第三者(必要最低限の人にだけ知らせるという原則に基づき、売主の専門顧問に開示する場合は除く)に、注文書または注文書の条件の対象となる供給品を買主に提供する契約を締結したという事実を宣伝、公表または開示してはならず、またプレスリリース、宣伝または販促資料において、買主の商標または商標名を利用しないものとする。

29. 両当事者の関係。売主買主双方はいずれも独立した契約者であり、注文書のいかなる内容もいかなる目的によってどちらか一方を他

方の従業員、代理人または法定代表者とするものではない。注文書はいずれの当事者にも他方当事者を代理して、または他方の名義で義務を引き受け、または設定する権限を付与するものではない。買主が署名した書面契約に別途明確な規定がない限り、売主は単独で注文書の履行に関する雇用と所得税、保険料、その他の費用と支出に関して全責任を負う。売主またはその各請負業者のすべての従業員および代理人は、買主の従業員または代理人ではなく、売主もしくは当該請負業者のみの従業員または代理人であり、買主の従業員に与えられる従業員手当、またはその他の権利を享受する資格を持たない。買主は、売主もしくはその請負業者の従業員または代理人に関するいかなる義務についても責任を負わない。

30. 利益相反。 売主は、売主による注文書の履行がいかなる方法でも、売主またはその従業員もしくは請負業者の継続的な利益または義務と矛盾しないことを表明かつ保証する。売主はさらに、注文書の有効期間中、売主ならびに注文書の履行に関わる売主の従業員および請負業者が、売主と買主との関係または注文書の履行に関して利益相反をもたらすと合理的に予想できる活動を行わないことを保証する。

31. 譲渡禁止。 売主は、買主の書面による事前同意を得ることなく、注文書に基づく義務を譲渡または委託することはできない。買主から許可および承認を受けた上で譲渡または委託を行う場合、買主の書面による明示的な同意がない限り、売主は、関連するすべての保証および請求を含む、供給品に関する全ての責任を引き続き負うものとする。

32. 売却、買収。

32.1 売却。 買主が、保有株式あるいは全資産の大部分または過半数、または任意の部署もしくはビジネス部門（以下、これらを総称して「売却ユニット」という）を売却、譲渡、または処分（別会社設立、再編、再生、またはその他の方法にかかわらず）する場合、売却の一環として、買主が売却ユニットを売却後、当該売却ユニットによる供給品の継続的受領を含む、売却ユニットに暫定的なサービスを提供することに同意する場合、買主は、本契約書または適切な注文書に記載される購買価格以外の、売主に対する追加料金なしに、かかる売却完了後の残りの本契約期間中にそれを行うことができる。さらに、売却ユニットが過去に発行された注文書の当事者である場合、売主は、当該売却ユニットが、供給品に対して適用される購入価格を引き続き支払う場合、当該売却ユニットが注文書の条件に準じて供給品を引き続き受け取ることに同意する。

32.2 買収。 買主が既存の契約書に準じて売主から供給品またはサービスを受け取る事業体（以下、「被買収会社」という）を買収した場合、買主の判断により、非買収会社が売主との間に締結する契約は取り消される（違約金なしに）場合があり、被買収会社に以降提供される供給品は、本契約に準じて提供される。

33. 紛争の解決、準拠法、仲裁、裁判管轄。

33.1 紛争解決手順、紛争の上層報告。 買主および売主との間に、注文書または注文書の対象となる供給品に起因する、またはそれに関連した紛争が発生する場合、両当事者は、双方の現地授權代表による協議を通じて、かかる紛争を誠実と善意に基づき解消できるよう速やかに取り組む必要がある。両当事者が前述の善意の原則に基づき努力を経ても、当該紛争を解決できない場合、両当事者はこのような紛争をそれぞれの現地のリーダーに報告して解決する。両当事者は、買主が選択した任意の時間に調停に参加し、存在する紛争の解決に協力する。調停の場所は、異なる場所に関して両当事者の書面による合意がない限りウィスコンシン州ミルウォーキーとする。調停費用は、両当事者が均等に負担する。両当事者がすべての手段を使い尽くした後にも、解決案の合意に至らない場合は、いずれの当事者も第33.2条（管轄法律、準拠法、仲裁条項）の条項に準じた解決案を求めることができる。

33.2 準拠法、裁判管轄、仲裁。 売買双方が締結した修正条項に別途規定がない限り、本契約の構成、解釈、および実施、ならびに注文書から発生する、またはそれに関連した任意の請求または紛争の解決を含む、本契約に基づく、または注文書の対象とされる供給品のすべての取引は、抵触法に関する原則または法律にかかわらず、またはそれらを適用することなく、米国ニューヨーク州の法律に準拠する。両当事者は、1980年の国際物品売買契約に関する国際連合条約の条項（the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods of 1980）（およびその修正案またはそれ以降のバージョン）、および他の法律の選択を適用することを義務付ける任意の抵触法を明示的に除外することに同意する。本契約書で別途後述される場合を除き、注文書または注文書の対象となる供給品に起因する、またはそれに関連したすべての主張が（当該請求が、契約違反または不法行為に基づくものにかかわらず）、第33条に定められた交渉または仲介によって和解に至らない場合は、米国ニューヨーク州マンハッタン連邦裁判所の専属管轄および司法権の対象となり、かかる連邦裁判所が司法権を持たない場合は、米国ニューヨーク州マンハッタンの州裁判所商事部門または複雑商業訴訟部門の対象となる。売主は、本契約の下に開始される全ての法的手続きに関して、司法管轄地区または裁判管轄に対して異議を申し立てる権利を取消不要で放棄し、司法管轄地区または裁判管轄が定められていないこと、またはフォーラム・ノンコンビニエンス（不便な法廷）の原則に基づき、抗弁を行わないものとする。売主はまた、直接手渡しによる令状の送達に対する権利を取消可能で放棄し、かつ注文書に関する全ての訴訟、法的措置、または法的手続きの送達を、法的書類のコピーを書留、配達証明付き郵便、および/または翌日配達で、注文書に特定される当事者の住所に郵送することによって行うことを承諾する。上述に関わらず、かつ買主の独自の裁量により、法的手続きの送達前、または送達後30日以内のいずれかの時点で、書面による通知を行うことにより、注文書、または注文書の対象となる供給品に起因する、または関連した訴訟、任意の請求、または紛争（当該請求が契約違反か、

不法行為に基づくものにかかわらず)は、差止めによる救済の請求の場合を除き、米国ニューヨーク州マンハッタン区で法的拘束力のある仲裁によって、英語で、仲裁者 1 人を起用して解決される。両当事者は、買主が仲裁手続きを開始する ADR 組織によって提供される商事仲裁者リストの中から、仲裁者 1 人の選出を試みるものとする。両当事者が仲裁者の選定で合意できない場合、各当事者が商事仲裁者リストから 1 人ずつ選択し、これら 2 人が共同で同じリストから唯一の仲裁者として仲裁を遂行する 3 人目を選択する。当該仲裁人は、書面による事実認定および法的結論を発行し、弁護士料および諸費用の支払を受ける権利を、実質的な勝訴当事者に与える場合がある。いかなる場合においても、いずれかの当事者に懲罰的損害賠償が課されることはない。仲裁人が下した判決は最終的かつ強制的に実行可能な判決であり、注文書書によって許可されたいかなる裁判所、または関係者とその資産に管轄権があるいかなる裁判所に対して仲裁判決を実行することができる。本節の仲裁に関する条項は、米連邦仲裁法 (the United States Federal Arbitration Act) に準拠する。注文書書によって発生した、それに関連する、またはそれに関連するいかなる差止救済請求は、買主が売主に対し管轄権を保有する任意の裁判所、または買主の判断により、買主によって注文書が発行された場所から最も近い適切な裁判所に提出される。この場合、売主はかかる裁判所の管轄権および司法権を承諾する。売主による買主に対する差止めによる救済の要求はすべて、JCI が注文書が発行した場所に対し司法管轄権を保有する裁判所に提出しなければならない。

34. 言語、分離可能性、権利不放棄。 修正条項に別途規定がある場合を除き、本契約は双方が英語で協議し、締結する。便宜上またはその他の目的のために本契約書の訳文が作成される場合、英語版の条項に準拠する。本供給品が販売される目的国・地域および/またはトランザクションを履行する目的国・地域の法的要件に基づいて、本契約書を第二言語で提供することが義務付けられている場合、本契約書は第二言語でも提供される。注文書のいずれかの条項がいかなる法規、規則、条例、行政命令、法律規則または法律理論に基づき無効 または執行不能とされる場合、当該条件は、適用法の遵守に必要な範囲に限り、実際の状況に応じて、修正または削除されたものとみなされる。注文書の残りの規定は、引き続き完全に有効とする。いずれかの当事者がいずれかの時点で、他方の当事者に注文書の規定を履行するよう要求しなかった場合でも、後に履行を要求する権利に影響を与えることはなく、いずれかの当事者が注文書の規定に違反した場合、相手方に違反責任を負わせることを放棄しても、相手方の後続の同じ条項または注文書に規定された他の規定に違反した違反責任を追及することを放棄したことにはならない。

35. 存続。 注文書に別途規定される場合を除き、買主に対する売主の義務は、注文書の終了後も有効に存続する。

36. 完全合意、変更。 注文書は、関連する附属書類、付表、補足書またはそれらの中で買主が具体的に言及する他の条件と共に、注文書に記載される事項に関連した、売主と買主間の完全なる合意を構成する。売主は、買主の権限のあるシニアマネジャーのみが買主を代表して本契約を締結する権限を持つこと、ならびにその他の従業員は会社を代表する権限を持たないことを認識し、それに合意する。とりわけ、任意の 製品、サービス、付属資料、またはソフトウェアに付随して提供される、すべてのメンテナンスやサポート更新を含む、シュリンクラップ契約、クリックラップライセンス、またはその他の契約条件、プライバシーポリシーまたは契約(以下、「追加条件」という)は、たとえこのような品目を使用するためのアクセス権を得るために、当該追加条件を肯定的に「承諾」する必要があったとしても、買主に対して法的拘束力を持たないものとする。

このような追加条件はすべて、拘束力または効力を持たず、買主によって完全に拒否されたものとみなされる。注文書は、各当事者の権限ある代理人の書面による補正によってのみ修正が可能である。買主は、将来の注文に関して、条件の修正をウェブサイト (www.johnsoncontrols.com/betandc) に掲載することによっていつでもこれらの条件を変更することができ、このように修正された条件は、以降発行されるすべての注文書に適用される。供給品を買主に提供することにより、売主は、これらの契約条件、ならびに将来これらの契約条件に加えられ任意の変更準拠することを認識し、それに合意するものとする。

37. 副本、電子署名。 本契約書は、原本とみなされる複数の副本で締結することができるが、当該副本すべては 1 個の、かつ同一の本契約書を構成する。本契約書の副本および本契約書に関連して締結される他のすべての文書は、いずれかの当事者が他の当事者に対して Adobe Sign や DocuSign などの電子署名により締結および送付することができ、受領当事者は、かかる文書が任意の電子的媒体により締結および送付されたことを、その受領書をもって、原本の送付が完了した時と同じように裏付けることができる。

両当事者は本契約書をスキャン、ファクス、電子メール送信、画像化して、現在知られている、または将来開発される、すべての種類または形式で電子化することができる。当該電子形態で作成された本契約書の未修正または未変更のすべての写しは、両当事者を法的に拘束し、あらゆる用途において原本に相当する。売主は、適用可能なすべての詐欺防止法の下、本契約書および関連書類が電子形式で承諾および/または署名されたことを理由に、その有効性または執行可能性に異議を申し立てないことを認識し、それに合意するものとする。 コンピュータで管理される当事者の記録のハードコピーが作成された場合は業務記録とみなされ、一般的に業務記録として認識されるその他の記録と同等の正当性をもつ。

2025年 11 月 12 日改定：
セクション 11-ISO参照更新